

## 第404回南国市議会定例会会議録

第2日 平成30年9月11日 火曜日

### 出席議員

1番 神崎隆代	2番 植田豊
3番 浜田憲雄	4番 山中良成
5番 岩松永治	6番 西川潔
7番 土居恒夫	8番 高木正平
9番 有沢芳郎	10番 中山研心
11番 前田学浩	12番 村田敦子
13番 岡崎純男	14番 小笠原治幸
15番 野村新作	16番 浜田和子
17番 浜田勉	18番 土居篤男
19番 福田佐和子	20番 西岡照夫
21番 今西忠良	

—\*—

### 欠席議員

なし

—\*—

### 出席要求による出席者

市長 平山耕三	副市長 村田功
参事兼総務課長兼 選挙管理委員会事務局長 西山明彦	参事兼財政課長 渡部靖
参事兼企画課長 松木和哉	情報政策課長 原康司
危機管理課長 山田恭輔	税務課長 高野正和
市民課長 崎山雅子	子育て支援課長 田内理香
長寿支援課長 島本佳枝	保健福祉センター 所長 高橋元和
環境課長 谷合成章	農林水産課長 古田修章
商工観光課長 長野洋高	建設課長 西川博由
地籍調査課長 横山聖二	都市整備課長 若枝実
上下水道局長 橋詰徳幸	会計管理者兼 参事兼会計課長 橋田裕子

福祉事務所長	岩原 富美	教育長	大野 吉彦
教育次長兼 学校教育課長	伊藤 和幸	生涯学習課長	中村 俊一
監査委員 事務局長	細川 千秋	農業委員会会長	武市 憲雄
農務委員 事務局長	土橋 愛	消防長	小松 和英

＊

#### 議会事務局職員出席者

事務局長	秋田 節夫	次長	公文 知子
書記	門脇 智哉		

＊

#### 議事日程

平成30年9月11日 火曜日 午前10時開議

#### 第1 一般質問

＊

#### 本日の会議に付した事件

#### 日程第1 一般質問

＊

午前10時 開議

○議長（岡崎純男） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

＊

#### 一般質問

○議長（岡崎純男） 日程により一般質問を行います。

順次質問を許します。8番高木正平議員。

〔8番 高木正平議員発言席〕

○8番（高木正平） おはようございます。

北海道地震の人的被害、災害に遭われた皆様に心からお見舞いを申し上げます。大規模な土砂崩れが起きた厚真町の捜索の様子をテレビなどで見るにつけて、周りでは稲穂が色づき始めている状況、北海道での耕作を培ってこられた皆様だとお察しいたしますが、まことに心痛の思いでございます。そのことをまず申し上げまして、通告いたしました私2件につきましての質問をさせていただきます。

まず、津波対策2 保育所統合へ、統合方針を固めたこと、6月26日の高知新聞朝刊の記事がございました。園児の安全策として、これまで述べられていた高台移転ではなく、経費削減という一義的な理由で方針が固められたこと、この記事で知るところとなりました。統合は、園児が保育の時間は、津波災害に関しての安全は担保されるでしょう。でも、6割の時間帯は、津波浸水予測地で過ごしております。同様、小学生もまた地域の方も、津波浸水の危険を背後に日々暮らしております。このことは、これまでも再三申し上げてきたこととございます。地域の安全対策はおかげさまで進展してはおりますが、大湊保育所をなくするという安全策の背後には、一帯は危険地域と行政が認定、指定した、このことも同じでございます、私はそのように考えますが、市長はどのような統合方針での御見解でしょうか、お伺いいたします。

○議長（岡崎純男） 市長。

○市長（平山耕三） まずは、大湊保育所の地域、その周りが南海トラフ地震によりましては5.5メートルの津波が来るということとございまして、そちらからみずから逃げるのができない保育園児につきまして、津波の浸水外の区域へ通っていただきたいということでこの計画を進めているところでございます。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 高木議員。

○8番（高木正平） そのようなお答えは繰り返し、私が申してまいりましたことにも繰り返しお答えくださっております。まさに、保育時間である8時間あるいは10時間、この時間の安全は担保されることは地元の者も理解をいたしますけれども、その保育所で過ごす時間より、より多くの時間を子供たちも地域の方々もお住まいになっているこの実情はしかと、そのことで、場所を移すから安全、その認識は少し緩めていただきたいような思いがいたします。

私たちの地域は、これまでも申し上げてまいりましたけれども、歴史上繰り返し、津波の被害をこうむってまいりました。でも、子供の時分、地びき網がありましたし塩田もあつたりしました記憶が思い浮かびますけれども、命を育む海の幸に感謝をして災いを越えて命をつなぎ、地域の発展に寄与してまいりました。そのような地域だからこそ、市長には、住民の生活環境の維持、子育て環境の維持を最も考慮していただきたいと思うところですが、このあたりの市長の御見解いかがでしょうか。

○議長（岡崎純男） 市長。

○市長（平山耕三） 大湊小学校区の、その地域の今までの生活ということはもちろん、今までそれぞれの住民の皆様がそこで暮らしてきたわけとございますので、それぞれの暮らしはあったかと思えます。ただし、保育所での時間は確かに1日のうち限られた時間ではござい

すが、ほかの時間帯につきましてはやはり保育所の園児には保護者の皆様と一緒にいるということがあろうかと思えます。そういった方々が、常に保育園児の安全を守っているということであると私は思っております。その保護者が目の届かない保育園に通っている時間、そちらにつきましてはどうしても保育士の先生方にお預けするというところになってございまして、少しでもその不安感というものを取り除いていきたいというふうな思いがございまして、そういったために、この計画を進めているところでございまして、以上でございます。

○議長（岡崎純男） 高木議員。

○8番（高木正平） ぜひ、暮らし続けていく子供を含めて、小学生、中学生、地域の人たちのことですけれども、より安全な生活環境の維持には心を割いていただきたいということを、重ねて市長に申し上げたいと思います。

この新聞記事でございましたけれども、統合する方針を固めたというこの記事、市民生活への影響また市民の財産にも大きな影響をもたらす大改革だと思っております。しかるに、平成30年度市政の政策を示す施政方針には全く触れられておりません。突然、このたびの公表でしたが、施政方針を市長は何と捉えておりますか、お聞かせください。

○議長（岡崎純男） 市長。

○市長（平山耕三） 新聞に掲載された記事でございまして、方針を固めたという記事でございまして。私は、今まで議会の中で、平成29年の12月議会であけぼの保育所との統合ということ申し述べたところでございまして、29年12月またその後30年3月という議会でお話をさせていただいているところであります。そのことにつきまして、6月に記事に載ったということと認識をしているところでございまして。この後、まだ地元の保育園との協議をして、その保育所の意向というものを尊重しながら、今後の方向性というのを今まさに地域と話していかなければならないという時期でございまして、まだ方向性がかちっと最終的に決まったわけではございません。そういったところで、施政方針にはまだ載せられていないところでございまして、以上でございます。

○議長（岡崎純男） 高木議員。

○8番（高木正平） 今、お答えの中にも、大湊保育所、あけぼの保育所の統廃合ということにつきましては、質問に対して市長がお答えしてきてくださってございましたことは十分に承知はしておりますけれども。施政方針にもまだ、保護者のことはもとより地域の方々との市の意向を十分酌み取っていただけるだけの時間を費やしてないということで、この3月の施政方針には載せられていないということの答弁だったとうかがい知るところですけれども。施政方針

は、まさに年度ごとに平山市政の目的、方法、概念など示されるものでございますので、施政方針に対してのこの存念というものは、極めてその1年間の市政の施行に当たりまして重要なものであると考えます。

こんなことを申し上げながら、この来年の3月に突如施政方針に盛り込んだということで、すぐさまそのことで実施がかなうというものではないということを、やっぱり御認識いただきたいと思います。やはり、これから後も、保護者の方はもとより申し上げました地域の方々との、再三のというか意を酌み取っていただけるような機会を経まして、地域の意向を十分に熟慮されました上で施政の方針として示したとしても、熟慮した結果の後、十分に熟知した結果を提示していただくようなことで、まだまだ取り組みは駆け出しじゃないかと思っておりますので、市長にはそのあたりのことの御認識はいただきたいなという思いがいたします。この議会に、3月の定例会では、施政方針というのはまさに市長の政策としてまず最初に示されるものでございますので、議会軽視とは申しませんが、根本から施政方針、それに基づく1年の施策の施行ということでの認識をしかとお持ちいただきまして、ただすぐそのことで実施につながるということではないということを熟知の上に熟慮されたということを申し上げておきたいと思います。

ことは明治維新150年でございますけれども、150年前の9月3日江戸は東京となり、8日には慶応から明治になっております。この時期はやった歌があります。「上からは明治だなどというけれど治まるめいと下から読む」と、こう皮肉った歌でございます。「上から」の上は、もちろんお上を指しますでしょう。下は、まさに大衆でございます。高木正平は、この歌に倣いまして、思いのたけを歌ってみました。「上からは安全などというけれど全てが安上がりと下からは読む」経費削減ということが脳裏から離れません。市長、この歌を、私の下手な歌ですけれども、市長の御存念をちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○議長（岡崎純男） 市長。

○市長（平山耕三） その歌には、高木議員さんの思いが込められているというふうに今感じさせていただきました。その経費節減というところでございますが、確かに今まで私も議会の中でも、そのこの園児数がもう18人になっているとかいう、まあそれは途中の人数ではございますが、そういったことも申してきました。そういった園児数が減ったことによりまして、そのこの保育園の効率的な運営と申しますか、そういった保育内容の充実っていう意味では、もう少し多い人数のほうが保育内容は充実するのではないかとということもございまして、現在19人ということございまして、そのこの保育の今の効率性っていうことももちろん今の人数ではどう考

えるかっていうことは、やはり税財源の有効活用という意味では全く考えないわけにはいきません。そういった一面があることは確かでございます。ただ、前提としては、この話は、方針として津波浸水区域外へ移転するということから始まったものでございまして、そちらは第一義でございます。そのほかにも、やはり今までも申してきましたが、非構造部材の耐震化やもう設備等も老朽化が激しいという状況でございます。そういった複数の要件はもちろん、要因は複合的に絡んでいるところでございます。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 高木議員。

○8番（高木正平） 地域の皆様の生活環境の維持そしてこれを地域をいかに発展させていくかというのは、まさに行政の責務でございます。私は、先輩議員、同僚議員の皆様方の御認識あるいはまたお力添えもいただきながら、生活環境の維持、地域の子育て環境の維持のこともともに求めていただくことを切に願うところでございます。その思いの中で、先ほどの歌をもう一度歌います。「上からは安全などというけれど全てが安らかと下からは読む」地域の安全を切に市長に願い、同僚、先輩議員の方々にもお願いを申し述べる次第でございます。

この方針を固めたという記事で、その中に整備検討委員会を庁内で組織したとありましたが、6月定例会では、子育て支援課長も市長も庁内保育施設整備検討会と答弁されております。同じ目的の検討機関だと思いますが、例規集には登載されておられません。設置につきましての決裁あるいは経緯など、子育て支援課長にお伺いいたします。

○議長（岡崎純男） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（田内理香） お答えいたします。施設整備につきましては、まずは津波浸水区域内の保育施設5カ所について高台移転などの移転が必要ということでこの施策が始まりましたが、いざ施策を始める中で、老朽化した施設また非構造部材の耐震化、駐車場問題など多くの問題が保育施設に課題があることがわかりました。その中で、担当課また市長等などと相談する中で、まずは指針となる整備計画が必要ということで、子育て支援課のほうで整備計画案をつくりました。それに基づきまして、平成28年度より、庁内での保育施設の検討会、正式名称は保育施設検討会と今現在しておりますが、保育施設検討会を開催しております。これにつきましては、担当部署とのすり合わせ、また地元の保護者の理解、民間への移行などが必要であるということによって、他の部署と、課長ですが、課長と協議をするという場を設けました。ただ、これに関しましては、高木議員がおっしゃったように、今現在、要綱などは作成してございません。内規の会ということで、現在、年に2回ほど開催をしておるところでございます。以上です。

○議長（岡崎純男） 高木議員。

○8番（高木正平） 内部の会ということは、単なる寄り合い集団の協議機会でしょうか、いかがです。

○議長（岡崎純男） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（田内理香） 一定の方向性を確認し合う会と理解をしております。やはり、他の部署との大きな事業もありますのでそれとのすり合わせなども必要ですし、担当課だけでは協議ができないことがありますのでそれぞれの課で確認をしております。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 高木議員。

○8番（高木正平） この保育施設整備検討会と言われましたこの機関ですけれども、課長の答弁にありましたように、移転の問題、施設の老朽化の問題、耐震化の問題などなど非常に山積する施設の現状を捉えた中での対応策ということで説明をいただきました。まさに、その現状をどうしていくかということは大変重要なことと思いますけれども。今内部で組織したとはいいいながら、わいわいがやがやの会ですか、それとも、どなたがこの会を仕切ってそれぞれの集まったメンバーの方々の議題、そのあたりを進行するため、あるいは取りまとめも含めて、どのような体制で望んでおります。単なるわいわいがやがやの会ではないと思いますけれども、いかがでしょう。

○議長（岡崎純男） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（田内理香） 子育て支援課で整備計画案を作成をしておりますので、それに基づきまして、各担当部署の課長に集まっていただき、それぞれの部署の事業のすり合わせなどを行っております。また、その整備計画につきましては、先ほど申しましたそれぞれの各担当部署の事業などもありますので、それなどを確認しながら、また整備計画を進めていく中でほかの部署からの意見も聞きながら、整備計画のほうを見直し、更新をしておるところです。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 高木議員。

○8番（高木正平） この保育施設整備検討会というのは、今うかがい知るところでは、子育て支援課がまさに主導しながら、そこでつくられた整備計画案というものを関係部署、さしずめ建設課でしょうか、都市整備課でしょうか、危機管理課でしょうか、そのあたりの関係所属長の方々が必要に応じて集まられて、この案をどのように成案としていくのかっていうことになると、やはりこの検討会という設置された機関があって初めて成り立つものだということで、成り立ったものを実行にしていくための、市長としての政策への実施になるというふうに思い

ますけども。そのあたりの全く設置につきましての決算経緯もなく、要綱といいますか要領というものが取り定めたものもなく、構成メンバーもなく、代表とするものも決めてもなく、その程度の寄り合い集団で、市民に大湊保育所をあげばの保育所に統合するという政策につながる結果を出す機関だと捉えておりますでしょうか。私は、とてもそうは思いませんけれども、いかがでしょう。

○議長（岡崎純男） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（田内理香） 現在におきましては、保育施設検討会で協議を重ねたこと、また市長等と協議をしましたことを、また地元などまた保護者会など、そしてこの議会などでお答えをさせていただきました。なお、6月議会にて岩松議員から御提案がありました南国市子ども・子育て会議などにて、現在、庁内保育施設検討会で協議をしております整備計画についてはお示しをし、御意見をいただく方向ということで検討を重ねていきたいとは考えております。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 高木議員。

○8番（高木正平） 6月議会の折に、岩松議員が御質問されたことへのお答えが先ほども御紹介されましたけれども、まさにその必要性は痛感しております。ただ、そこへ行く前段の検討会そのものの組織構成というものが、全く、所属長間の連絡で済ますような事柄が会議決定の経過を踏まえた中でのことというのは、とてもそうは思えないところですけども。

私も、この検討会そのものの存在がどうなのかということが非常に気になりまして、情報公開を求めました。まだ、お答えはありませんけれども。その情報公開の請求する内容としては、当然に要綱あるいは要領という会の運営、設置に関することを定めたものであるとか、その定められた時期であるとか、そして会議の時期であるとか会議の会議録であったりとかいうふうなものの情報を求めておりますけれども。まだ提出をして10日ぐらいしかたっておりませんので、ただ墨隠しするようなことは全くないと思いますので、もう少し手早に手元に届けられるかなと思っておりましたけれども。つまり、お伺いするところ、情報公開の請求に基づくお答えする資料は皆無ということですよ。必要に応じて呼びかけで集まる、根拠も何もない、集まった方々で子育て支援課の案をそれぞれ御意見をいただく。その成案がどうなのかということは別にしまして、これまで年に2回やられたということですけども、根拠も何もない中でやられたことにはならなくて、単に業務の連絡事でしかなかったというように思いますけども。そのあたりのことと検討委員会の整備計画の案と、この間6月の新聞に出ましたその方針を固めたことにつながる検討経緯については、極めて不可解というか不適正というか、余りにもふざ

けた状態じゃないかと思えますけれども、いかがでしょうか。

○議長（岡崎純男） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（田内理香） 保育施設検討会で協議しました内容につきましては、計画案を更新したもの、また議事録等残しておりますので、また高木議員さんのほうには今お渡しができるように担当係で準備しておりますので。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 高木議員。

○8番（高木正平） 検討会の会長といいますか座長といいますか、イニシアチブをとる方は副市長とこの議場で聞いたような気がいたしますけれども。副市長はこのあたりの検討会そのものの経過あるいは御出席も含めて、これまでの協議内容そしてこの6月の新聞記事につながるようなことがありましたら、お聞かせください。

○議長（岡崎純男） 副市長。

○副市長（村田 功） 高木議員さんの保育所の整備計画でございます。私も昨年の11月に就任して、2回ほどこの会には出席しております。内容としまして、公立保育所そして民間保育園の一覧表がございまして、構造、木造、コンクリートとかあるいは階数、建築年月日等がございまして、老朽化によってどういう形で整備計画を進めていくべきでしょうかねというのを内部で検討する会と理解しております。その中で、私の意見としまして、例えば長岡西部保育所をやるとしたらどういうボリュームのものでどれだけの財源措置があるんだいとかいう、もうちょっとメニューの精査ができるもので詰めていったらどうでしょうという御提案をさしてもらっておりますが、議員さん言われるように、本当にこの組織が意思決定でこうするという要綱に定められたものではないと理解しております。以上です。

○議長（岡崎純男） 高木議員。

○8番（高木正平） 今、副市長が、要綱で定められたものではないということ認識されたということでのお答えを伺いましたけれども。じゃあ副市長は関係各課の所属長の連絡調整というふうなことでしかないと思われるようなこの検討会ですけれども、立ち位置はどういう位置でございますか、副市長という立場で。この皆様がお集まりになった中での立ち位置。会長でも何でもないわけですよ。

○議長（岡崎純男） 副市長。

○副市長（村田 功） はい、議員言われるように、私は委員長でも会長でもございません。検討委員会の一メンバーという理解をしております。

○議長（岡崎純男） 高木議員。

○8番（高木正平） この保育施設整備検討委員会に限らず、庁内で、いわゆる課の垣根を越えて1つの課題に関してさまざまな協議する機会というのは随分あろうと思いますけれども。そのあたりの組織といいますか会議を起こす場合に、全てが要綱の必要性があるとは限りませんが、私は市政を揺るがすほど重要な大湊保育所のあけぼの保育所への統合のみならず、今後社会福祉法人とはいえ保育所の統廃合ということも課長は示されておりますし、具体的に浜改田あるいは里保育所と、公立、社会福祉法人ともどもその必要性があるということはこの場で言明をされておりますので、この先も極めて重要課題が山積した検討会での協議が必要な、その会ですけれども。それでも特に定めたものがなく、必要に応じて去年は2回というふうに副市長の御出席は2回と言われましたけれども、必要に応じてお集まりになるということ、そのような会の形式というものは適切でしょうか。それとも、むしろ根本的に庁内でのその会の必要性を痛感する中で、規則としての設置が必要であるのか。そのあたり、総務課長は、どんなふうはこの会そのものの設置について捉えております。

○議長（岡崎純男） 総務課長。

○参事兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長（西山明彦） 庁内のこういった検討会につきましては、適宜要綱が必要な部分ということはあるかとは思いますが。ただ、あくまでも政策として決定していくには、決裁をとってそれをまとめるために担当課が庁内の関係部署を集めて意見をいただくと。最終的に、決裁に回議書にして決定していくというような段取りで、特に必ず要綱が必要であるとも思っておりません。

○議長（岡崎純男） 高木議員。

○8番（高木正平） 最後の答弁で必ずしも要綱の必要があるとは限りませんとおっしゃられましたけれども、最初の答弁では適宜要綱が必要と言われました。この保育施設整備検討委員会が、まさに適宜の中に入るかどうかわかりませんが、私はむしろ要綱も含めてさまざまな決裁経過をもって初めて市長に市長としての方針を示すのが副市長への役割で、副市長に至るまではその組織化が必要だと思いますけれども。今後のこのことについての取り組みにつきまして、検討会の運営も含めてですけども、子育て支援課長はどのように今後の対応をされるのかお聞かせください。

○議長（岡崎純男） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（田内理香） 先ほど申しましたように、外部の方も踏まえた南国市子ども・子育て会議では整備計画などを検討していきたいと考えておりますが、その手前の今現在行っております保育施設検討会におきまして、高木議員から御提案のありましたことも含めまし

て、要綱また規則などの検討について考えていきたいと思ひます。

○議長（岡崎純男） 高木議員。

○8番（高木正平） 今の、外部を含めてということ、それは岩松議員にお答えになられた、まさにしっかりその組織の活動目的が明確にされたことですので、当然外部の方を構成メンバーの中に含めてのことだと思ひますけども。この施設整備検討に関しましては、庁内で今るるお聞きいたしましたその機会を経て、実際、こちらの議員の方々も加わることの必要性も私は思ひながら、外部の方を交えた保育施設整備検討会、庁内を取っ払った全市的なこの機関の必要性が重要だと課長の言葉を聞きまして、外部の方を交えてということを開くにつけて思ひますが。そういう立場の方々の構成メンバーで検討する施設整備検討会、その必要性が次の段階には必要と思ひますが、いかがでしょう。

○議長（岡崎純男） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（田内理香） まずは、庁内で保育施設検討会、各部署の事業のすり合わせなどを行っていきたく思ひます。その次に、子ども・子育て会議などにおいて、外部の方に整備計画について御提案をし、御意見をいただきたくと現在のところは考えております。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 高木議員。

○8番（高木正平） 外部の方を含めてということは大変結構なこと、まさにこれは必要性を私も痛感するものですが、ただこの子ども・子育て会議ですか、その構成メンバーは課長の答弁で思ひ起こしてみましても、保護者会の会長であったりあるいは子供の環境、子育てにかかわる環境の中で活動されている方々で網羅されたもんだと思ひますけれども。その方々に市の財産の、廃止も含めた統合も含めた政策に係るようなことのテーマを議題として示すことが可能ですか、この会で。

○議長（岡崎純男） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（田内理香） 現在のところ、子育て支援課では、南国市子ども・子育て会議を開催しておりますので、今のところはこの会議にて協議ができればと考えております。以上です。

○議長（岡崎純男） 高木議員。

○8番（高木正平） それでは、新聞報道が6月にありましたけれども、子ども・子育て会議で、この統廃合、津波浸水地の安全策についてあるいは耐震化について、非構造部材のことについてどのように検討されて、その結果どのように今予算へ反映されておりますか。

○議長（岡崎純男） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（田内理香） 予算への反映ということでの御質問だと捉えましたが、非構造部材につきましては、あけぼの保育所のほうで非構造部材耐震化設計、そして今回の本議会においては工事費のほうを予算計上させていただいています。以上です。

○議長（岡崎純男） 高木議員。

○8番（高木正平） 子ども・子育て会議に諮る内容ではないと私はそう思います。そのことを強くここで申し上げておきたいと思います。課長が御答弁いただきました保育施設整備検討会で、庁内で随分と論議された後、庁外といいますか、外部からさまざまな立場の方も構成メンバーとして検討するとするならば、子ども・子育て会議ではなくて保育施設整備検討会議のようなものを起こすべきということをぜひという思いを強く求めて、このことにつきましては次の質問に移らせていただきます。

次に、岩沼市との姉妹都市につきましてでございます。

先月、姉妹都市提携45周年記念の市民訪問団に参加をさせていただきました。このことから、幾つか所感、雑感を述べます。所見をお聞かせいただきたいと思います。

親善訪問は、今回も夏祭りの開催に合わせての日程でございました。振り返ってみますと、私は40周年のときも35周年のときも参加をいたしておりまして、岩沼市への熱情と申しますか随分親近感を常に持ち続けております。これまでの周年訪問でも、南国市の特産品などの紹介また販売をされておりました。本市の特産品を楽しみにお待ちになっている方も多くいらっしゃったのではないかと思います。

この日の夏祭りの状況を、少し長くはなりますがお伝えいたします。

午後4時30分ごろでしたか、移動中のバスに、早々と完売したと連絡があったこと、事務局の方から車中の私たちに伝えてくれました。5時40分からグランドオープニングセレモニーということでございましたので、5時ごろですか、訪問団一行は夏祭りの会場に到着いたしました。セレモニーには、平山市長、岡崎議長、ほかに友好都市ということで山形の尾花沢市長、静岡の袋井市からの賓客も、それぞれステージにおそろいでした。

セレモニーが終わり、私は会場を一巡いたしました。御当地グルメでまちおこしなど多くの店が連なり、テントの前は人だかり、盛況そのものでございました。えっと思つてのぞいたテントが、南国市のテントでございました。誰ひとりいませんでした。完売ということでしたので、商品がないということでしょう。机はまとめられて、椅子はきれいに畳まれて、整然と片づけられておりました。どなたも、もちろんいません。完売即万歳で退散したことだと思

ます。6時前後でございました。人出は、その時間帯からさらに多くなります。姉妹都市南国市の店は、直前にドタキャンになったのかなと思う方も多くいたのではないのでしょうか。南国市のテントの隣は、右に尾花沢市さらに隣は袋井市で、お茶の紹介、販売に人だかりができておりました。夏祭りに合わせ特産品の紹介も兼ねての交流ですが、親善訪問、夏祭りに意図した目的は何だったのでしょうか、企画課長にお伺いいたします。

○議長（岡崎純男） 企画課長。

○参事兼企画課長（松木和哉） 先ほど高木議員さんのほうから御紹介がありましたとおり、ことし45周年ということで、市民訪問団を組んで岩沼市の夏祭りの日程に合わせて、市民訪問団を訪問させていただきました。その中で、先ほども御紹介ありましたとおり、地場産品の販売コーナーというのを岩沼市さんのほうから準備をさせていただいておりましたので、そちらの中で南国市の物産を販売させていただくということと、その物産の販売とあわせて、そこに来たお客様に対して観光パンフレット、また四方竹の商品も持って行っておりましたので四方竹の紹介などさせていただいたところがございます。ただ、その量というのが、毎年夏祭りのほうには参加をさせていただいておりますけれども、天候であるとかいうところで持っていく量というのがなかなか読めないというところもありまして、今回は45周年ということもありますので相当の量をふやして臨んだわけですが、先ほどお話がありましたとおり、5時前ぐらいには商品が全て完売したというような状況になっております。その後、お店のほうを商品がないということで空にしたというところについては、南国市の紹介も兼ねて訪問しているわけですので、そこについては反省すべき点であったと考えております。以上です。

○議長（岡崎純男） 高木議員。

○8番（高木正平） 私は、セレモニーが終わって6時前後に会場を一巡したと申し上げましたけれども、その後よう回っておりませんのでその後どうかなというのは気がかりなことがありましたけれども。今、課長の答弁で、まさに完売の後はおぬけの殻、空き家の状態で、岩沼の夏祭りにお見えになったお客さんは、何の案内もありませんので南国市はやめたのかなというふうなことで、つまり最終まで空き家の状態であったということですよ。

岩沼市さんのほうも、会場の設営については随分御配慮をされて、南国市さんのスペースそして尾花沢市さんのスペース、袋井市のスペースなどについては、まさにこの場所をとということにより抜きの場所を選んだ一等地だと思いますけれども。そこでシャッターを閉めたというような状態でそのまま、物品を大量に仕入れていたとはいえ、好評で6時前には、4時半には売り切れておりますので、以来ずっとその状態なのかということについては、私は非常に不可解

でなりません。

この参加者名簿を見てもみますと、参加者22名、訪問団は。無論、市長が訪問団の団長ということで、岡崎議長も訪問団の一員として、訪問団という体制を整えての岩沼への訪問で、22名の中で事務局は6名。この6名の事務局の職員の役割というのはどうなんですか。テントにいわゆる販売を担う人、それぞれ役割があつてのことだと思えますけれども。早々に4時半に完売で、事務局としてどんな対応をしたらええかというふうなことすらも思いもなく、空き家で置きましたか。いかがです、そのあたり。

○議長（岡崎純男） 企画課長。

○参事兼企画課長（松木和哉） 今回の訪問団には、親善協会の事務局としまして私も含め企画課から3名、そして物販の販売ということでほかの旅程とは別に2日目については物販の販売をする担当ということで別に3名の市の職員が同行をしまして、向こうで交流をしてきたわけです。ただ、そこについて、言われるように商品がもう既になくなったということで、私もそのなくなったときにテントにおりました。そのときには、岩沼市の方から、いやこの新ショウガというのを毎年買いに来ようと、ぜひ買いたかったけんどというようなことのお話も、多数いただいたところですよ。そこについては、この仕入れの量について、やはり足らなかったなというところは反省をしております。あと、本来の市民訪問団の目的ということでございますけれども、その販売を通じて岩沼市の市民と交流するということもありますけれども、それ以外にも岩沼市の担当の職員さんとも交流もするというところで、ほかのお店についてもいろいろ回ってお話もしたいということもありましたので、どうしてもお店のほうについては空の状態になったという現状でございます。以上です。

○議長（岡崎純男） 高木議員。

○8番（高木正平） 6名の事務局員としての参加で、中には物品の担当をする事務局員としての役割を分担した者あるいは岩沼市の方々との交流ということも、当然日程の中にはその枠も必要ということは十分に思いますけれども、じゃあその6人というのはどういう命令で参加することに至ったのか。つまり、所属長による出張命令という形で公務出張としての扱いだったのか。あるいは、手続的に義務を免除するという形で企画課からの依頼によることでの参加であったのか。事務局の職員の皆様方ですので課員ではないと心得ますけれども、そのあたりの岩沼への実施されました職員の3日間の業務の形態、命令も含めてどんな状態でしょう。

○議長（岡崎純男） 企画課長。

○参事兼企画課長（松木和哉） まず、先ほど申しました親善協会の事務局としまして企画課

3名が同行させていただきましたけれども、この3名につきましては、旅費につきましては親善協会のほうから負担、それと旅費の条例規則に基づく日当につきましては市の予算のほうから負担という形にしております。また、物販の担当の3名につきましては、全て企画課の予算のほうで出張命令ということで、市の予算で負担をして出張をしております。以上です。

○議長（岡崎純男） 高木議員。

○8番（高木正平） 企画課の出張旅費で、出張命令を企画課長が決裁をして参加されたということですけども、じゃあその出張命令によって参加をした職員の報告書といたしますか、その報告書がないと旅費の精算はできないと思いますけれども、そのあたりは課長があるいは所属長が決裁をして、企画課長のほうに決裁をされて精算をされたものでしょうか。つまり、公務という形でそこに出向くということならば、精算も含めて出張旅費の扱いに、精算に至るまでには当然復命書というか報告書も必要と思いますけど、そのあたりは当然済まされてますよね。

○議長（岡崎純男） 企画課長。

○参事兼企画課長（松木和哉） その復命については、まだ文書というのはいただいておりませんが、口頭での復命という形で報告を受けております。

○議長（岡崎純男） 高木議員。

○8番（高木正平） 公務出張の場合には、復命、報告も添えていわゆる決裁をもって精算というふうに、そんなふうに認識しておりましたけれども、そうではないということで、復命書、報告書は後日ということで、当然この3名の職員が所属する所属課長も決裁をされた上で企画課の課長の決裁ということで事務処理が完了するのかなというふうに思いましたので、当然の経過だと思いますのでそのことはなるほどと思うところですけども。たとえ完売であったとしてもパンフレットを配ったり、パンフレットがなくなれば市の紹介を言葉で会話でコミュニケーションを深めて南国市の紹介を、お祭りが終わる時間帯まで目いっぱい南国市へいざなうということ、これが訪問における南国市の心のおもてなしだと思いますけれども、そのことすら気づかずにシャッターを閉めて終わりでしたことが、非常に私は残念でなりません。5年に一遍のチャンスをそのような形で、岩沼市の皆様方に南国市の思いをお伝えするコミュニケーションを全く無視して、心のおもてなしそのものもないまま今回の訪問であったということについて、総括も含めて企画課長、いかがでしょうか。

○議長（岡崎純男） 企画課長。

○参事兼企画課長（松木和哉） 先ほど申しましたとおり、物販の商品がなくなったということを受けて、いや欲しかったなということで何名かのお客さんがテントのほうに足を運んでい

ただいたということは、私もその場におりましたので当然認識をしております。その後、言われるとおり、交流のための訪問でございますので、そこを空にしたというところで、今言われるような観光パンフレット等を通じた南国市の紹介また姉妹都市としての南国市というところで岩沼市民の皆様にも知っていただくという非常に重要な機会でございますので、そこでそういう状態、テントのほうは空になったということについては、私としても十分行き届かなかったかなというところで反省をしております。

○議長（岡崎純男） 高木議員。

○8番（高木正平） ここまでお聞きになって、このたびの45周年の訪問団団長、市長として、コメントをいかがでしょうか。

○議長（岡崎純男） 市長。

○市長（平山耕三） 今回の姉妹都市の訪問団、団長として出席させていただいたところでございますが、この訪問団としての意義は十分あったというふうに思うところでございます。あつという間の3日間でございます、充実していたものと感じております。ただ、岩沼市との先ほどの物販におきます、完売後にどういうふうに企画し、そこをどのように活用するかということには、ちょっと思慮が及ばなかったところでございます、今後につきましてはそちらもきちっと計画を立てて、その完売後の対応というものも十分計画しながら今後は行っていきたいと思います。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 高木議員。

○8番（高木正平） 交流の原点というのは、会話が生まれる親善としてのひとときではないかと思っておりますので、市長、ぜひこれからも続く岩沼市との親善交流でございますので、やはり会話が生まれるその折々のチャンスを生かして深めていただくというふうなことへの姿勢は尊重していただきたいと思います。

今回もまた、岩沼市は、手厚い、大変また気遣い、心配り、御配慮がいつものとおりでございましたけれども、たくさんのオリジナルグッズ、記念品というようなものも頂戴いたしました。秋には、岩沼市さんから訪問団がお見えになるということですがけれども、企画課長、記念グッズなど何か工夫はもう既に決まっておるのかあるいはどのような構想なのか。お互い頂戴いたしましたさまざまなグッズを通して、どのように準備をされておるのかお伺いいたします。

○議長（岡崎純男） 企画課長。

○参事兼企画課長（松木和哉） 11月には、岩沼市のほうから25名の市民訪問団を組んで南国市のほうへおいでいただくようになっております。私たちが岩沼市に訪問したときには、向こ

うから記念品としまして45周年というタオルであるとか、岩沼市の岩沼係長というキャラクターがあるんですが、そちらのグッズなんかも記念品としていただきました。それに対して、今度11月に来られたときに南国市としてどういうものをお渡しするかというところにつきましては、当然観光のパンフレットであるとかそういうものは準備をしておりますけれども、それにどういふ記念品というところの中身についてはまだ今検討しておりますので、そこにつきましてはまた早急に決めたいと考えております。

○議長（岡崎純男） 高木議員。

○8番（高木正平） ぜひ、企画課長の豊富なアイデアを生かして、岩沼市の皆様方に南国市の気遣い、心遣いを酌み取っていただけるような、そのような記念の品も含めての歓迎の日程を、工夫し計画していただきたいということをお願いしたいと思います。

最後にですが、この今回の訪問団でも千年希望の丘に伺うことができました。久しぶりに岩沼市の井口前市長にお目にかかりました。井口前市長からは、千年希望の丘の説明に続きまして、姉妹都市締結に至る経緯など、当時市議会議員であったということで、当事者のお一人として鮮明な記憶の中で大変詳しいお話を伺うことができました。昭和48年の締結で、締結の後、岩沼市長も交代する中で親善交流をさほど好まない市長もいたりして、名ばかりという時期も長く続いたとおっしゃっておられました。平山市長も議長も皆さんお聞きになったとおりでございます。

そのような時期を経て、今に続く交流へどのように進展したのかということのを少し思い起こしてみますと、南国市制30周年の折でございましたが、せっかくの姉妹都市も名ばかりで岩沼市のことをよく知らなくて、まずは市民の交流が図られないものか、このことを提案いたしました。岩沼市をお訪ねいたしました。私もその一人でございましたが、この議場にいらっしゃる管理職の中にも、そのあたりのことをよく御存じの方も何人かいらっしゃいます。岩沼市では、若い世代の市政の提言をと青年市民会議という組織を設置してございまして、そのことで南国市も青年を募り組織化するとともに活動を開始し、相互訪問の交流が実現いたしました。それ以来でございます、今に続く交流は。

そこで、申し上げたいことは、姉妹都市50年という半世紀の歳月、5年先ではございますけれども、この節目の役としてさらなる交流を願う両市合同企画の記念誌の制作、このことについて企画課長に提案をいたしたいところですが、いかがでしょうか。

○議長（岡崎純男） 企画課長。

○参事兼企画課長（松木和哉） 岩沼市とは昭和47年に姉妹都市協定を結びまして、サッカー

を初めとするスポーツ交流、また市展等の作品を相互に交換する文化交流、そして5年ごとの両市の訪問ということで数々の交流を行ってきたところでございます。2011年の災害、東日本大震災では岩沼市は大変な被害に遭われましたけれども、迅速かつ強力でまちの復興が押し進められております。本市からは職員の派遣も25年から3年間行っておりまして、また小中学校交流による防災教育も継続して実施をしております。また、民間のライオンズクラブ等を初めとする交流なども広がっておりまして、今までの岩沼市との交流を振り返る、そしてまたさらなる交流を広げていくという意味からも、高木議員さんから御提案がございました記念誌の作成ということにつきましては、お互い岩沼市のほうともいろいろ相談しながら写真等も集めながら、ぜひそういう記念誌の作成に向けて進めていきたいと考えております。以上です。

○議長（岡崎純男） 高木議員。

○8番（高木正平） ぜひ、企画課長の、さらなる交流のためにということで岩沼市さんへの提案も含めて進めていただけるということに、大変大きな期待をしたいと思います。

ただ一つ、先ほど答弁の中で47年に課長は締結したと言われましたけれども、このたびの訪問のしおりを見ますと、協定書は48年7月23日、47年は12月の議会の承認を受けて48年7月に縁組をしましたということで、協定書、資料としていただいております内容ですので、ちょっと取り違えているかなと思います。あえて私は訂正する立場のような者ではございませんけれども、ここに書いてあることはそういうことです。

最後に、秋に訪問されます折に、この50周年の記念誌のことについて提案をするということにつきまして、課長のほうからの答弁、そのことをお聞きになって市長いかがでしょうか、最後にお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（岡崎純男） 市長。

○市長（平山耕三） 50周年、半世紀ということでございますので、そこで後々に残っていく記念誌をつくるということは大変意義のあることではないかと私は思います。ぜひともこの機会に岩沼市と連携して、両市納得のいく記念誌を作成してまいりたいと思っておりますので、どうぞ御協力をよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 高木議員。

○8番（高木正平） それぞれ本当にありがとうございました。失礼します。

○議長（岡崎純男） 11番前田学浩議員。

〔11番 前田学浩議員発言席〕

○11番（前田学浩） 通告に従いまして、一般質問を行います。

まず、学校歯科健診です。

学校歯科健診につきましては、以前に議会の一般質問でも行いました。再度質問をいたします。なお、今回私は、8月末に高知保険医協会を訪ね、高知県の状況のお話を伺ってまいりました。協力していただきました高知保険医協会さんに対しましては、この場で厚く感謝申し上げます。

さて、今から質問する基礎データは、その高知保険医協会さんが高知県内全ての公立小学校194校、中学校106校を対象にアンケート用紙を2017年8月末までに郵送で送付され、回収期間を9月30日までに設定され集計したものです。なお、回答数は215校、うち小学校142校、中学校73校、回答率は71.7%であったようです。

まず、南国市における2016年度、また2017年度のものがありましたら、2017年度における小中学校の学校歯科健診を受けた児童数とその要受診と診断された児童数、要受診のうち歯科医療機関を受診した児童数をお伺いします。さらにその中で、要受診率と未受診率をお伺いさせていただきます。

ちなみに、高知県内の小学校の要受診率は46.4%で、うち未受診率は約60%、そして中学校の要受診率は45%で、うち未受診率は78%であったようです。南国市の状況をお伺いいたします。

○議長（岡崎純男） 教育次長。

○教育次長兼学校教育課長（伊藤和幸） 前田議員の御質問にお答えをいたします。

2016年度の小中学校の要受診と診断されました児童生徒数は、小学校が1,267名、中学校が321名で合計1,588名となっております。そのうち、歯科医療機関を受診した児童生徒数につきましては、小学校が524名、中学校が117名の計641名となっております。

2017年度につきましては、要受診と診断されました児童生徒数は、小学校が1,375名、中学校が673名で合計2,048名となっております。そのうち、歯科医療機関を受診しました児童生徒数につきましては、小学校が545名、中学校が218名、合計763名となっております。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 前田議員。

○11番（前田学浩） それぞれの受診率と未受診率は、おわかりでしょうか。

○議長（岡崎純男） 教育次長。

○教育次長兼学校教育課長（伊藤和幸） 受診率につきましては、2016年度が40.4%、それか

ら2017年度が37.2%になっております。受診率が下がっておりますのは、2016年度に要治療としておりましたが、学校によって基準が曖昧で南国市として統一性がなかったために、2017年度から要受診として、歯科だけでなく歯肉の病気や歯並び、かみ合わせ、顎関節などを含めました広い範囲で受診を求めるように南国市養護教諭連絡協議会で改善しましたので、受診した児童数は微増しております。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 前田議員。

○11番（前田学浩） うち未受診率、受診してない割合というのはとってないということでしょうか。

○議長（岡崎純男） 教育次長。

○教育次長兼学校教育課長（伊藤和幸） 申しわけございませんが、ございません。

○議長（岡崎純男） 前田議員。

○11番（前田学浩） ちょっと非常に残念なんですけど、次に口腔崩壊についてお伺いいたします。

口腔崩壊というのは、1人で虫歯が10本以上ある、歯の根っこしか残っていないような未処置歯が何本もあるなど、そしゃくが困難な状態を口腔崩壊と言うらしいです。高知県の保健師協会では、この数字も調べておまして、口腔崩壊のある子供が一人でもいる学校数は何校であったでしょうか。そして、口腔崩壊の小学校の人数並びに中学校の人数をお伺いさせていただきます。ちなみに、高知県では、口腔崩壊は小学校で39%、中学校で22%という大変高い数字であったというふうに聞いております。南国市の状況をお伺いさせていただきます。

○議長（岡崎純男） 教育次長。

○教育次長兼学校教育課長（伊藤和幸） 2017年度の口腔崩壊の児童生徒数につきましては14名でございまして、内訳としましては小学校が13名、中学校が1名という結果でございました。小学校の13名のうち、学校数になりますと3校でございまして、中学校は1校でございました。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 前田議員。

○11番（前田学浩） 今回、一般質問をさせていただいたのは、多分私は2年前に同じ質問をしていると思いますけれど、その場で歯科健診後のフォローは非常に大切だということで、ちょっとそのときの議事録を確認していないんですけれど、フォローしてください、そのとき教育委員会としてはしてなかったですので、してくださいと申し上げましたが、先ほど未受診率を確認していないということは、健診後のフォローは今もなお、してないということによろ

しいでしょうか。

○議長（岡崎純男） 教育次長。

○教育次長兼学校教育課長（伊藤和幸） 未受診それから口腔崩壊のことにつきまして、フォローについてでございますが、御質問いただきましてから各学校につきましては未受診、口腔崩壊の児童生徒に対しまして個別支援対策としまして、まず未受診児童生徒の保護者に対しまして、検査直後の治療勧告書を含め電話連絡をしたり期末懇談時に直接会って保護者に受診を勧めたりするように努めてございます。また、毎月の保健だより等で継続して歯や歯磨きの方法を情報発信、啓発活動に取り組んでございます。また、児童生徒に対しましては、実際に歯磨き指導も行ったり授業で歯科保健指導を行ったりするなど、歯を守ることの大切さにつきまして意識を高めるように取り組んでいるところでございます。

教育委員会としましては、南国市養護教諭連絡協議会とも連携をしながら、発育状態や各種健康診断の結果等を共有しながら受診率の向上等を含めました健康教育の推進に取り組んでいるところでございます。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 前田議員。

○11番（前田学浩） いろいろ御説明していただいたんですけど、未受診率を把握していないということは、余り対策をとられてないということにもつながっていくんだろうなというふうに感じております。この歯科健診のフォローが非常に大きな話題になったのは、大阪でのテレビ番組がきっかけでございます。その大阪のテレビ番組から全国の保険医協会が全国的に調査をして、それで高知県も行ったということにつながっております。大阪と高知は非常に似ている環境がございまして、多分同じような状況なんだろうなというふうに感じております。

それで、前回の議会でもP D C Aの話もしたんですけど、こういうところでP D C Aサイクルを活用しないといけないと僕はそう思ってるんです。ここで数字を下げていく。未受診率があるということは、子供に対しての何らかの大きな課題がそこにあると思っても僕はいいと思ってます。だから、2年前も質問いたしましたし、ことしもちよつと気になって質問をした。でも、未受診率は把握してなかったということで、残念に思います。

高知保険医協会がとったアンケートの中にちょっと特徴的なコメントがございましたので、何件か読まさせていただきます。

乳歯12本中、12本がう蝕。わずかに前の歯の下の歯が残っている。給食時、かたい野菜や食材をかみ切ることができなかった。子供の嗜好に合わせた食生活習慣、保護者にも食の偏りがある。保護者の基本的な生活習慣の定着ができてないことが、子供の生活実態に影響していると

思われる。

次。乳歯が8本虫歯になっており、特に奥歯は抜けている状態で本人も痛みを訴えていた。保護者に歯科受診を促しても、仕事があるから歯医者に連れていけないという理由や乳歯だから大丈夫だという考えが強い。

次。乳歯が全てう歯。母子家庭で就学援助を受けており、医療券の使用を促しても行かず、そのまま放置。これは多分、ネグレクトになると思うんですけど。学校には毎日登校しているが、家庭での生活の様子を今後も見守る必要がある。

次。家庭環境が厳しく、保護者にも歯磨き習慣がないため、乳歯、永久歯合わせて12～15本虫歯がある。

こういうことで、さまざまな課題を、調査している人はわかってるわけです。先ほど私が申し上げましたように、極論すれば、歯を見ればその児童生徒がどういう状況であるかっていうのはわかるはずですよ。ですから2年前も質問したし、今回質問しようとしたんですけど、未受診率を把握していない。非常に残念だというふうに思っております。

それで、高知保険医協会の方はこのデータを全てマスコミにも渡したようですけど、余り高知県では話題にならなかったようです。高知保険医協会の事務局長さんとお話もちよっと長い間さしてもらいましたが、やはり学校と行政が協力しながら、先ほど次長おっしゃられたように、保護者に対して啓蒙活動をこれ以上行う必要があるというふうにおっしゃられておりました。また、仕事や家庭環境など家庭内の事情に原因がありそうな場合は、各家庭の事情を十分把握しつつ、きめ細かな対応が必要となる。ただし、大規模校などで健診準備、後片づけ、治療報告書の作成など養護教諭の事務量も過重な実態もアンケートで明らかになった。つまり、大規模小中学校では、養護教諭さんの過重な業務もあるというふうに言われておりました。

事務局長さんおっしゃられてたんですけど、小学校、中学校では修学旅行があるということで、そのときに保険証を持っているのか持っていないかもわかるそうですよね。だから、そこで保険証のない子供さんははっきりわかるわけですので、その子供さんに対してはやはり学校として、まあ学校にさまざまなことをやれやれって言って全ての課題が学校に来ているわけですけど、でも学校しか助けるところはないと思うんです。その学校しか助けられないということに対して、次長はどういうふうにお考えでしょうか。

○議長（岡崎純男） 教育次長。

○教育次長兼学校教育課長（伊藤和幸） 健康教育、歯科を含めましたものにつきましては、やはり一番大事な、安全とともに大事な教育だと考えております。ですので、養護教諭ともま

た学校とも連携を図りながら、この健康教育を一層進めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（岡崎純男） 前田議員。

○11番（前田学浩） 今議会でも、虐待、ネグレクトの話もあったと思うんですけど、先ほどもお話ししましたように、やっぱり歯を見てればわかる、一定わかるというふうにも思いますので、市長を含めた教育会議、正しい名前を忘れたんですけど、教育会議の中で今回ちょっとお話しさせていただいた歯科健診後のフォロー、歯科だけじゃなくて目と耳もやっているとありますが、その健診のフォローをぜひやっていただきたい。全国保険医協会のホームページにも書いてたんですけど、健診後のフォローをしなかったら何もしてないと一緒です、何もしてないと一緒。ですから、そのあたりをもう一度見直して取り組んでもらいたいというふうに思います。以上です。

次に、災害対策について質問を行います。

先月末のNHK日曜討論の中で災害対策の話になり、法政大学の教授は、いよいよ気候変動社会の入り口に入ったというふうに表現されておりました。先週の北海道の地震も続き、まさに気候変動社会だというふうに思います。

さて、私の質問は、ことし7月7日土曜日の正午ころに南国市より発令された避難指示（緊急）についてお伺いいたします。本日、皆様に配付させていただいたペーパーは、この日私が受け取ったものです。

質問に入ります。基礎自治体が避難指示（緊急）を発令すること自体は、総務省からも空振りをおそれないで発令をとという通達もあり、発令自体が適切であったかどうかということをお伺いいたします。空振りをおそれないで今後も出していただきたいというふうに思います。このたび、中国地方を中心に大きな災害となりました平成30年7月豪雨では、南国市におきまして避難指示の発令は稲生小学校の1カ所であったと思いますが、その認識に間違いはないでしょうか。担当課長にお伺いします。

○議長（岡崎純男） 危機管理課長。

○危機管理課長（山田恭輔） 稲生小学校付近の1カ所で間違いございません。

○議長（岡崎純男） 前田議員。

○11番（前田学浩） 今回の避難指示の発令は、住民からの通報で土砂災害の危険性が極めて高まっていると判断され、避難指示を出されたと思いますが、その避難指示は具体的にはどのような経過で発令されたのでしょうか。お伺いいたします。

○議長（岡崎純男） 危機管理課長。

○危機管理課長（山田恭輔） 7月5日から起こりました7月豪雨につきまして、時系列で御説明をさせていただきます。

7月5日、午前10時28分、大雨警報（土砂災害）が発表されました。

翌6日、午前5時40分、物部川で危険判断水位4.1メートルを超過いたしました。

午前6時57分、洪水警報の発表がございました。

午前7時45分、土砂災害警戒情報が発表されました。

午前8時30分、全域に避難勧告を発令をいたしました。

翌7日、午前10時、稲生の雨量計が1時間雨量28ミリを計測いたしました。

午前10時40分、土砂災害危険度情報のレベルが上昇いたしました。

午前11時、稲生雨量計が1時間雨量44ミリを計測いたしました。

午前11時14分、大雨警報（浸水害）の発表がございました。

午前11時15分、住民の方より異常出水の通報がございました。

午前11時53分、派遣した消防職員から異常出水を確認したとの報告があったと消防署より報告がございました。

午後0時10分、避難指示（緊急）を発令をいたしました。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 前田議員。

○11番（前田学浩） 先ほど言いましたように、私も実はその避難指示の該当地区の住民であるため、12時の発令後すぐに稲生小学校前に行き、市の消防職員、地元の消防団と一緒に通報の該当現場を見に行きましたが、全く問題ない状況でございました。先ほど課長が言われた11時50分ごろ確認したというのはちょっと私の認識不足でありましたが、発令後すぐに市の消防職員と地元の消防団、それと私が現場に行ったところ、通報した住民もいましたが、全く問題ない状況でございました。具体的には、稲生小学校の南側の山150メートルくらいの水路に木が何本かひっかかっており、それを除いたら、通報したと思われる住民も問題ないことを納得され、その通報した住民の方も家に戻られました。

そこで、質問です。そのとき確認された市の職員から、現場の状況は災害本部本部長つまり市長にはどのように伝えられたのでしょうか。それを聞いて、災害本部は現場にどのような指示を出されたのでしょうか。お伺いいたします。

○議長（岡崎純男） 危機管理課長。

○危機管理課長（山田恭輔） 本部長に対しまして、派遣した消防職員からの報告により、通

報者から今までにない出水であり、派遣した職員からも異常な出水であることを確認したということ報告をいたしました。そして、それにあわせて、本部長に対し現状の気象事象をあわせて説明を行っております。これを受けて、土砂災害の危険度が高まったとの判断のもと、稲生小学校付近の土砂災害警戒区域に対して避難指示（緊急）を発令したものでございます。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 前田議員。

○11番（前田学浩） そこをもう一度確認させていただきたいんですけど、11時50分、つまり発令が起きる前に確認された方がそういうふうに報告されたのか、もしくは、12時過ぎに私も行って地元消防団と市の消防職員三、四名が現場に行ってその後の報告だったのでしょうか。どちらの報告でしょうか。

○議長（岡崎純男） 危機管理課長。

○危機管理課長（山田恭輔） 午前11時53分に異常出水の報告を確認したということでございますので、その前の報告でございます。

○議長（岡崎純男） 前田議員。

○11番（前田学浩） まあそこは、余り突っ込んで聞いても意味のないことだと思います。ただ、私の認識では、12時の発令後、一緒に見に行ったときには問題ないということで、市の消防職員と地元の消防団と一緒に下へおりていったということでございました。

次に、その現場確認後、稲生小学校前の県道をおりると、警察の車が2台来ておりました。避難指示の該当地区を東西に走る県道の通行規制並びに通行どめは、されませんでした。避難指示を出した区域は、県道から北へ100メートル、住宅住民にも避難を呼びかけておりました。避難指示は基礎自治体で出せますが県道の通行規制は出せないということだと思うのですが、今回の平成30年7月豪雨災害の広島での災害場所のニュース映像をテレビで見ましたが、避難指示のあった場所については警察が道路の通行どめ及び通行規制を行っておりました。こちらが当然の対応だというふうに思います。今回、稲生小学校前に出された避難指示は、警察との連携はどのように行っていたのでしょうか。なぜ、通行どめがされなかったのでしょうか。これは非常に重要な点ですので、詳しく答弁を求めます。

○議長（岡崎純男） 危機管理課長。

○危機管理課長（山田恭輔） 警察との連携につきましては、避難情報の発令や情報の発令地区について、発令のたびに連絡を行っております。通行どめに関しましては、道路管理者である高知県中央東土木事務所に相談をいたしておりましたが、避難指示発令後に、三和スポーツ

交流センターの避難所に避難しようとしていた市民の方から、三和スポーツ交流センター周辺の山から水が出ているので避難するのをやめた、避難所として適当かというような通報がありました。このことから、三和スポーツ交流センターへの避難は危険であると判断し、急遽同避難所への避難を取りやめるように対処をしていたため、通行どめに関するその後の確認がとれていませんでした。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 前田議員。

○11番（前田学浩） 事前にお渡ししていた質問の後のやつの答弁も入ったようですが、聞きかかったのは通行規制がなぜできなかったかということでございまして、今の答弁では連携がとれてなかったということだと思います。

そして、これから、その避難所についての質問をいたします。該当地区の住民に対する避難指示をする前に、JA南国市の精米所付近で関係者の方々が打ち合わせをされておりました。その後、該当の住民各家に向かった際、避難場所の徹底がされていなかったため違ったほうへの指示をされていたことがわかり、後で地元消防団が言い直しを各家に出向き行うということになりました。具体的に言いますと、三和防災コミュニティーセンターへの指示のところを三和スポーツ交流センターの場所と間違えて伝わっていたのです。つまり、香長中学校へ行く坂の途中だというふうに各家に説明していましたが、三和防災コミュニティーセンターは当然こちらではございません。指示を出す市の職員も、指示を受けた市の消防職員も、さらに地元の消防団も2つの施設の違い・場所をわかっていなかったため、そういう結果になったというふうに思っております。

この一番の原因は、避難場所の指示を明確にしていなかった災害対策本部にあると思います。そして、稲生にいられていた市の職員の2名さんが、残念ながら稲生と三和のことについて余り明るくなかったということも原因の一つだと思います。どうしてこんなことになったんでしょうか。

最初にお伝えしましたように、私の家に張りつけられていた避難指示（緊急）のペーパーを再度ごらんください。避難場所として、三和スポーツ交流センターと三和防災コミュニティーセンターの2つが書かれております。つまり、この指示書をつくった後に、三和防災コミュニティーセンター1カ所に避難場所が対策本部で決められたと想像できます。それは、先ほど課長がお話しされた内容だと思いますが、繰り返しますが、災害対策本部の責任者が現場に来た指示者に曖昧な伝達をしたため、市の消防員、地元の消防団に対して間違った認識を与え、結局三和スポーツ交流センターへの場所を指示してしまったのです。また、その避難指示の紙に

地図が載ってないのも大きなミスだというふうに思います。そのような紙をつくる時間があるので、地図を張りつけるということは何てことないことだったというふうに思っております。住民の中で、三和スポーツ交流センターに行った家族もいました。

初めの話に戻りますが、7月7日の午後に発令し南国市で唯一の避難指示が出た地区で、そういう不徹底がなぜ発生してしまったのでしょうか、お伺いをいたします。三和防災コミュニティセンター1カ所にするならば、この紙を地区に渡す前に棒線でもで三和スポーツ交流センターを消すべきであったし、場所については徹底して間違いのないように指示するべきではなかったでしょうか、お伺いいたします。

○議長（岡崎純男） 危機管理課長。

○危機管理課長（山田恭輔） 稲生小学校付近の避難指示（緊急）につきましては、その当時、情報伝達の抜かりを防ぐために、エリアメールのほかにこの文書のお知らせを行いました。議員さんがお示しいただきましたとおり、作成した文書には、近隣で既に開設しています避難場所として三和スポーツ交流センターと三和防災コミュニティセンターの2つを記載しておりました。現地のほうに職員を派遣をいたしまして、消防団員さんの協力を得て、各戸に文書を持って避難の呼びかけを行うように指示をいたしました。その呼びかけを行っている最中に先ほど答弁いたしましたような事例が発生をいたしましたので、三和スポーツ交流センターの避難所への取りやめを行うよう、配布した文書の三和スポーツ交流センターを消すようなことをするように派遣した職員に対して指示を行っております。

既に、当初の指示で避難の呼びかけを行っていただいた消防団員の皆様には、避難所の変更のために再度活動を行っていただいたというところがございます。地図につきましては、御指摘のとおり、そこまでの配慮が足らなかったと考えております。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 前田議員。

○11番（前田学浩） 今の課長の答弁ですと、三和スポーツ交流センターを消すように指示をしてたけどしてなかったということを聞きましたが、そういうことで認識というか理解いたします。

他方、地元の消防団に対して、消防団員御自身は当然仕事をされておりましたので、ほとんどの方が仕事を抜け、稲生の消防団ほぼ全員が集まり避難指示を与えていたのに、その消防団の行動自体を不完全燃焼にしたということは結果的に言えると思いますし、非常に罪深いことだというふうに感じております。この点、消防長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（岡崎純男） 消防長。

○消防長（小松和英） 確かに、前田議員さんがおっしゃいますように、7月豪雨に際しましては、消防団員の皆様には仕事また家庭があるにもかかわらず、連日水防活動や警戒活動また避難誘導をしていただいております。その団員に対しての情報伝達が不明確なことが理由で、団員や地域住民の方に不信感を与えるようなことになったことに責任を感じております。今後、消防本部としましては、団員さんの思いを無駄にすることがないように、災害対策本部と消防本部の連絡員の強化などを図り、情報の共有と一元化を図りたいと考えております。

○議長（岡崎純男） 前田議員。

○11番（前田学浩） 結局、避難者は私を入れて4名でありました。避難場所の指示間違いさらに県道の通行規制がない。続けて言いますと、避難指示の該当住民はそれぞれの谷川の状況をここ数日間ずっと見ており、避難に値する状況ではなかったと各自は判断していたというふうに思っております。私も家の前の谷川を数日間見ておりましたが、例えば'98豪雨のときのような茶色い水は一切出ていなかったし、きれいな水でございました。繰り返しますが、避難者は私を入れて4名、また三和スポーツ交流センターに行ったのが1家族という、避難の練習にもならない結果となりました。

避難者の数値的なものを伺います。これは、このたびの共同通信の調査でもありましたが、平成30年7月豪雨で岡山、広島、愛媛の避難率が4.6%であったようです。今回の稲生地区における避難指示を受けた該当地区での避難者の人数は、該当住民の何%でありましたか、お伺いいたします。

○議長（岡崎純男） 危機管理課長。

○危機管理課長（山田恭輔） 11.3%となっております。

○議長（岡崎純男） 前田議員。

○11番（前田学浩） 母数が全然比較にならないと思いますので、そういったことにもなったというふうにも思います。決して十分な避難率ではなかったというふうにも感じております。

稲生地区は、6年前から毎年6月の日曜日に学校参観授業日に避難訓練を大規模に行い、避難行動については稲生地区防災連合会、自主防災会を中心に行っておりますが、今回の件は非常に残念な結果になりました。こちらにも、避難指示に従わなかったという反省点はあるというふうに思っております。

他方、該当者の中に、私は車がないから行けないと避難指示を言いに来た人に伝えたという住民がいたというふうにも聞いていますが、稲生から三和に避難行動をさすという指示になった今回のケースですが、その車のない住民に対してはどのように対処すべきでありましたか。

災害対策本部はどう指示を出していたのでしょうか。消防車の車に乗せることはできたのでしょうか、また市役所の車に乗せることはできたのでしょうか。それらがなぜできなかったのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（岡崎純男） 危機管理課長。

○危機管理課長（山田恭輔） 戸別訪問をして面会ができた26世帯のうち、2世帯が交通手段がないなどの御返事があったとの報告をいただきました。この報告の後、自主防災連合会に連絡をいたしまして、地域でともに避難を行っていただけないかという願いを申し上げました。今回は限定された地域における避難困難者であったため、公用車等で搬送を行うことは可能でしたが、大規模災害発生時には個別対応にも限界があり、できるだけ共助、近助をお願いしたいと考えております。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 前田議員。

○11番（前田学浩） もう一つ、避難をしなかった大きな理由に、避難場所が市の職員、消防職員、消防団がはっきりわからないのは、三和というほかの地区であったからに違いありません。住民の中にも、稲生ふれあい館なら避難していたという者もいました。

私は、もうそろそろ稲生地区にしっかりした避難場所を整備していただいてもよいのではないかというふうに思っております。地震だけでなく、大雨による物部川の氾濫さらに土砂災害危険区域だらけの地区でございます。この7月豪雨の後、7月28日、8月23日に台風による避難準備並びに避難勧告が発令されました。その避難場所は、稲生小学校の図書室でありました。これは、避難指示が出ていた該当エリアに入っていないませんか。つまり、7月7日に出した避難指示の土砂災害警戒区域に稲生小学校図書室は入っていると私は思っております。

言いたいことはわかってもらえると思うのですが、土砂災害の危険性が、大雨により再度避難指示を出さないといけない可能性があるエリアに稲生小学校図書室はあると思いますが、この7月28日と8月23日の避難場所の設定は適切でありましたか。担当課長にお伺いします。

○議長（岡崎純男） 危機管理課長。

○危機管理課長（山田恭輔） 両日の当時の発表されておりました警報等の兼ね合いを見まして、避難場所については各地区で決めております。そのために、両日のその当時の避難場所については適切だと考えております。

○議長（岡崎純男） 前田議員。

○11番（前田学浩） 私は不適切だというふうに思っております。今回、市政報告にもありましたが、先月8月27日に稲生ふれあい館で行われた市政懇談会で上がった、避難所について

住民から質問が何点かございました。私は立場上、傍聴のみしていましたが、確認も兼ねてそのことについて質問をいたします。

集落活動センターの会長さんからは、避難訓練や避難勧告、いろいろ避難場所が変わってわけわからんという住民がいる。そして、屋根のないところに逃げて大丈夫かとも言われる。集落活動センターの会長さんは、稲生小学校を避難所にしてほしいと要望されておりました。また、女性の民生委員さんからは、稲生にも避難タワーをつかってほしいとの要望がありました。担当課長からは、その場で答弁、説明がありましたが、その説明は、私から言えば支離滅裂。参加をしていた人も何を言ってるのかわからなかったと後で感想を私に言っておりました。稲生地区は長期浸水エリアになっており、いつまでに救助が来るのかという防災会の会長の質問にも、わからないというふうに課長さんは答えられたというふうに思います。だったら、山側に逃げたらいけないんじゃないでしょうか。さらに、山側の一次避難所から二次避難所へ移動する仕方についても答えておりましたが、全く整理できてないというふうに思いました。

ただ、懇談会で課長の言いたいことは1つだけわかりました。南国市の避難タワー設置のコンセプトは背後に山があるところは山に、ないところはタワーをつくる、これがコンセプトだというふうに言い切りました。

一般住民にまともな説明をきちんとできていないから、マーケティング用語であるコンセプトという言葉を使い、無理に説明しているのだというふうに私は思いました。非常に愚かで稚拙なコンセプトです。昨晚、NHKのプロフェッショナル、仕事の流儀で女性のマーケットターを取り上げておりましたが、その番組では何度も何度もコンセプトという言葉が出てまいりました。多分20回以上。このコンセプトというのはマーケティングの言葉だからです。人命に関する事柄にコンセプトというマーケティングの用語を使い、一般の南国市民に説明すること自体が適切であると思っているのでしょうか。

課長にお伺いします。稲生ふれあい館に集まった住民にきちんと説明ができたと思っておりますか。お伺いします。

○議長（岡崎純男） 危機管理課長。

○危機管理課長（山田恭輔） 私の発言の言葉足らずで、大変、市民の方に混乱を与えたということを今お聞かせいただいて、自分の未熟さを感じているところでございますが、稲生地区の市政を市長と語る会懇談会におきましては、御質問をいただいた分に御回答をさせていただいたと考えております。

なお、その思いがどうしても市民に伝わっていないということでございますので、それは議

員さんのおっしゃるとおり説明になっていないと、伝わっていないことは説明になっていないということは間違いないと思います。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 前田議員。

○11番（前田学浩） 次に、市長にお伺いいたします。

昨年の9月議会の際に確認をしました、学校長との要望後の話し合いですが、その場は持たれるように担当課に指示をしたでしょうか。また、時間をおいて確認をしたでしょうか。先週の木曜日に、私は稲生小学校の校長先生に確認しましたが、いまだに一切ないというふうにおっしゃられておりました。

ここで昨年の9月議会の議事録を読まさせていただきます。質問の中で私は「防災対策で最も優先される学校や保育園の管理者が、地元自主防災連合会会長と前市長に要望に行き、当時の市長からも南国市のモデルとして取り組みましょうという回答があったにもかかわらず、半年以上も返事をしていないこの状況について、どのようにお考えでしょうか」というふうに市長に御所見を求めましたところ、市長は「それは何らかの御返答をすべきだと思います。してないということは申しわけないというふうに思います」と昨年の9月議会で答弁されました。

そういう答弁をしながら、担当課長を呼び改善の指示をすべきではありませんか。もう1年半も動けてないというのは、やる気と知識がないからだというふうに私は思います。やる気と知識がないのなら、早く外部の専門家に依頼して稲生地区の避難行動について非常に熱心な会長のいる地元の防災連合会、小学校の管理職と検討委員会を早急に立ち上げてもらいたいと思います。

1年半前に正式な要望を受け、さらに前市長が市のモデルとして進めましょうと言って、さらに1年前の9月議会の中で謝罪もしていながら、何もしていない。何もしていないことの報告すらしていない。そのことについて、改めて市長はどのようにお考えでしょうか。答弁を求めます。

○議長（岡崎純男） 市長。

○市長（平山耕三） 今、前田議員さんから御指摘いただいたことにつきましては、確かに今、学校とは協議がなされていないところでございます。今後、学校との協議を至急に持ちたいと思います。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 前田議員。

○11番（前田学浩） 市長に重ねて聞きますが、私は稲生地区に4カ所ぐらいの避難タワーが必要だというふうに考えております。山に逃げても孤立するし、現在、一次避難所から二次

避難所へ逃げる方策が全く住民に知らされておられません。最低限でも屋根のある避難所が必要です。今後、新しい消防屯所と十市との保育園の合同で2つはひょっと代用できるかもしれません。あと何とか2基をお願いしたいとも思います。

海岸線のハードはほぼ終わり、スポーツセンターのことまでして、そろそろ生活者・住民のいる稲生地区の災害対策に本腰を入れていただいてもよいのではないのでしょうか。稲生ふれあい館さらに稲生保育所、現在は保育園ですが、これらは建設以前より水害の危険性がはっきりしていた所であり、そこに建設をしたのは結果的には市の落ち度であると思います。実際、ふれあい館は建設されて半年後の98豪雨で1メートル浸水しました。現在、市立の公民館は安全ではありません。

今議会の市政報告の中で「近年では気候変動に伴う極端気象や自然災害が多く発生しており、これまでの知識や経験が通用しない現象が起こり得ることを想定して、災害対策を講じてまいります」というふうに市政報告で述べられております。長期浸水予想が数年前から予想されている稲生地区の対策が、ほとんど取られていない状況だというふうに思います。

ことしの2月に香長中校区のPTA役員会があり、高知大学の特任教授の岡村先生をお呼びして講演をしてもらったようです。その際に、岡村教授は、南国市の海岸線より稲生のほうが避難方法をつくるのが難しい、というふうに稲生の校長先生に話したようです。先ほど言いましたように、きつい言葉ですけど、一年半も何もしていないからまた言いますけれど、やる気も知識もなかったら外部の専門家を入れて避難行動検討委員会の設置を要望いたします。

まず、その検討委員会の設置についての前段階の検討について、市長はどのようにお考えでしょうか。お伺いいたします。

○議長（岡崎純男） 市長。

○市長（平山耕三） まず、前段階と申しますと、先ほど前田議員さんおっしゃいました、学校長との懇談がなされていないということでございますので、学校長との話をまずやりたいということでございます。その後、その検討会を立ち上げるかどうかということはまだ担当課と協議をしてまいりたいと思います。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 前田議員。

○11番（前田学浩） 私の質問に対しての答弁をずっと1年間無視したというのはもう別にいいんですけど、学校長に対しての謝罪というのは、きちっとしていただきたいというふうに思います。

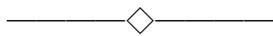
最後に、現在行われている総裁選挙でございますが、安倍現総理も防災は大きなテーマだと

ということで、この3年間で防災・減災、国土の強靱化を行うというふうに言われておりますし、石破さんのほうも防災省をつくるというふうに言われておりますので、ぜひ多くの予算を獲得して、稲生だけじゃなくて、これを機会に一気に南国市の防災対策をしていただきたいというふうに切にお願いして、質問を終わります。

○議長（岡崎純男） 昼食のため、休憩いたします。

再開は午後1時であります。

午前11時50分 休憩



午後1時 再開

○議長（岡崎純男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。順次質問を許します。6番西川潔議員。

〔6番 西川 潔議員発言席〕

○6番（西川 潔） 私のほうからは4項目の質問をいたしたいと思います。きょうは農業委員会の会長さんにも来ていただきまして御足労かけまして、よろしく願いをいたします。

まず、1点目の災害への備えでございますが、ことしも大阪府の北部地震、7月には西日本の記録的な豪雨、こういうようなものが来まして、多くの命や財産が奪われたわけです。たび重なる台風、先日の北海道地震、台風や地震だけでなく強烈な熱波、毎年毎年災害に対して自然の力を防ぎ切れない、このような災害の中で防ぐこともできたであろうというようなこともあるわけです。気象庁や自治体の出す情報の出し方、切迫した状況として受けとめ切れなかった住民、南国市での備えを検証という意味での質問をいたします。

地震の場合には、発災後というものが対応に大体なるわけですが、きょうは台風、豪雨、この備えというものを中心にお聞きをいたします。

まず、市指定避難所への避難者数、避難勧告、避難指示の数も含めて平成29年、平成30年の状況をまずお聞かせください。

○議長（岡崎純男） 危機管理課長。

○危機管理課長（山田恭輔） 指定避難所への避難の数をまず申し上げます。

平成29年度、8月6日の台風5号で28人、9月17日の台風18号で33人、10月22日の台風21号で10人、合計71名でございました。

平成30年度につきましては、7月3日の台風7号で14名、7月5日から8日の7月豪雨で40名、7月28日の台風12号で39名、8月23日の台風19号・20号で61名、先日の9月4日の台風

21号で47名の合計201名となっております。

避難勧告につきましては、台風のときにはほぼ全域で勧告を出しておりますので、29年度は3回、30年度につきましてはこの5回を勧告を出しております。そのうち、また先日の豪雨では指示が1回出ております。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 西川議員。

○6番（西川 潔） 市指定の避難所への避難状況ですけれども、この指定避難所とか避難場所、こういうところへなかなか避難ができなかったというような切迫した状況で、そのような方がどれだけいたのかということは把握をいたしておりますか。

○議長（岡崎純男） 危機管理課長。

○危機管理課長（山田恭輔） 全ての避難を把握はできておりませんが、先日の30年7月豪雨におきましては、上倉の梅星館に3名の方が避難をしていただき、それと岡豊の滝本の公民館のほうにも2名の方が自主避難をされていたということを把握しております。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 西川議員。

○6番（西川 潔） 台風等の襲来が多いときには、やはり避難者もそれなりにある、また台風の大きさ、雨の降り方のひどいとき、こういうときには当然避難者というのは数は増加をするっていうふうには思うんですが、この避難勧告、避難指示っていうのを発令したとき、この避難の必要な者の避難の状況というのは十分なのか、十分ではないのか、その辺をお聞かせをください。

○議長（岡崎純男） 危機管理課長。

○危機管理課長（山田恭輔） やはり、先ほどお答えいたしましたとおり、数字が示すとおりでありまして、避難が必要な者の避難の状況は十分であるとは考えておりません。避難に関しましては、避難を開始しようとするときの気象状況、時間、場所なども関連してまいりますので、状況によっては市の指定避難所に行くことが既に危険な場合もございます。危険が迫っている場合は2階に上がる、山と反対側にいるなど、自宅における避難や自宅周辺の安全な場所に避難するなど避難行動をとることが考えられます。

市の避難勧告などは、安全に避難が開始できるように発令を行うようにしておりますので、早目早目の行動開始をお願いしたいと思っております。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 西川議員。

○6番（西川 潔） 避難が十分ではないというふうに認識をしているという答えでしたけれ

ども、低い避難率っていうのは課題だと。ここで、避難情報がなぜ住民の避難に行動に結びつかないのかということについては、避難勧告、避難指示を発令をされたときにはちゅうちょなく住民の方は行動をしなければならないわけです。ここには、行政側の課題もございまして、当然、住民側の課題もあります。私は余り行政側が主導権というか、やり過ぎると自主性もなくするような気もするところですけども。防災課のほうでは、住民の避難をする自覚・内容、それから行政のほうがこういうときに発令をしたときに避難を十分させ切れない、ここには何が不足しているかということをお考えでしょうか。

○議長（岡崎純男） 危機管理課長。

○危機管理課長（山田恭輔） 東日本大震災で釜石の奇跡という避難を指導された群馬大学片田敏孝名誉教授によれば、人間には命が危険に及ぶ災害時にあっても、私は大丈夫と思い込んでしまう正常性バイアスといった心理が働き、正常な判断ができなくなり、逃げおくれを招くとおっしゃられております。より多くの避難を促すのであれば、正常性バイアスを否定するのではなく、そういった心理が働いた上での対策を考えていかなければならないというふうにおっしゃっておりますので、私どももそういった対策をやはり考えなければならぬかなというふうに考えております。

○議長（岡崎純男） 西川議員。

○6番（西川 潔） 少し危機管理課長からの説明がございましたが、かなり太いというか釜石の話が出ましたけども、実際、南国市で具体的にこういうことがこれから行政としてはしなくちゃならないし、地域の防災会でもこのことに取り組んでいただきたいと、こういうものがあって初めて、逼迫した災害が差し迫ったときの避難につながることになるかと思うんですが、もう少し具体的に南国市の場合はこういうところに不足があると思われる、だからここをやっていききたいというような考えをお示しいただきたいと思います。

○議長（岡崎純男） 危機管理課長。

○危機管理課長（山田恭輔） 本市だけの課題ということではないんですけども、やはり避難を考える上で大事なことは、率先避難者を育成していくことだと考えております。やはり、まず最初に避難をする人ができると、そういった人について逃げることができますので、周りで簡単に自分で判断して大丈夫という人がやっぱりおいでになりますので、そういった方を大丈夫ではないと、逃げなくてはいけないと言って一緒に早く逃げるよというようなことを言っただけの率先避難者を育成することが、やはり本市でも大事なことだというふうに考えております。

○議長（岡崎純男） 西川議員。

○6番（西川 潔） 課長のおっしゃることも必要でしょうが、私は私なりに考えてみました。行政もここなところを頭に入れてもらいたいというのは、それぞれの住民が、身近な所、住んでいる所でどのような災害が自分の所に起きるのか、危険性っていうのをどう認識をしているのか、住民側から見たら。また、住民の方には行政からハザードマップっていうのは示されちゅうわけですけども、かなりこれも土砂災害だとか洪水だとか広い意味ですけども、実際雨が降ったときにはこう来る、どこまで水が来たっていうのは、住民の方それよりは知っておられる方もおるわけです。そこをしっかりと双方が認識をしておくと、私はそういう取り組みがないと住民、市民の方は意外と私の住んでいる所、地域は安全だというふうに楽観をしている部分がある。私あると。外から見ると非常に危ないよというふうに客観的には見えても、住んでいる者は、割合そういう楽観論で水が来たら2階へ上がったらええわとか、つえそうになったら近所のことというような、そういうふうに思っているんじゃないのかなと。

行政として、私は取り組むべきところは、避難勧告だとか避難指示っていうのを知らずっていうのも大変危機意識を持つわけですけども、もっと具体的にそのことがわかってないと、なかなか本来避難しなければならない人が避難をしていただくというところにつながっていかないんじゃないのかというふうに思うんですが。そこな辺、私のそこでの意見ですので、踏まえてどのような取り組みができるのかも含めて、お答えをいただきたいなど。

○議長（岡崎純男） 危機管理課長。

○危機管理課長（山田恭輔） 議員のおっしゃられるとおり、ハザードマップはやはり避難行動を起こす基準の一つになり得るものとはもう間違いないものでございます。

30年7月豪雨で甚大な被害を受けました岡山県倉敷の真備町では、被害状況が市の作成していたハザードマップで示された想定とほぼ一致していたとお聞きをしております。また、そのハザードマップを地元の住民の皆さんが見ていなかったということも報道されています。そして、東日本大震災におきましては、津波被害が想像を超えるものであったため、当時想定外という言葉が世間を騒がせました。

ハザードマップにおきましては科学的知見をもって作成されたもので、避難行動の基準の一つになると思います。ハザードマップを参考にさせていただいて、それに加えて、地域の言い伝えや、そして日ごろとは違う異常現象などにも気をつけていただきたいと思います。

行政といたしましては、そのハザードマップの意味するところを伝える防災学習に力を入れていくといったこともやはり必要だというふうに考えております。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 西川議員。

○6番（西川 潔） 平場では、一定そういう全体的なマップで洪水とか崖崩れとかいうのは、そういう周知の仕方も一定はいくと思うんですが、特に山のほうに行くと、かなり細かな災害が出てくると思うんです。土砂の崩れ方にしろ、谷川の氾濫にしろ。やっぱりどこが怖いかということも、なかなか一つ一つを市のほうが行ってそこな危険な場所を検証していくっていうのも、全てをやるっていうのは困難かもわかりませんので、怖いと思われる人が相談に来てくれというような窓口は、前に議会でも私このことは言ったんですが、ぜひつくっていただきたいなど。

山だけではなくに平場もですが、けさのニュースでもやっていましたけれども、マイ・タイムラインとかホーム・タイムライン、家も含めてですけども、自分はこういう状況がしたときには対応をこうしていくんだとか、どういうふうな処置をして逃げるときが来たとか、そこをやはり個々に持っていないと。その全域に勧告を出した、指示を出した、いうことだけでは、なかなか住民はそういう行動に移らないというふう思うんです。そこなところを、これからたくさん仕事があるだろうし、この時期にそういうかなり地味な仕事っていうのも、なかなか人手が回らないというふうなところもあると思うんですけども、ぜひ地域の防災会と協力をして、どこにどのような危険性が含んでいるのか、それからそこな家にはどのような危険性があるのかということ、行政とそこに住んでられる住民とがやっぱり共有をして、しっかりそこで雨なり台風なり風が吹いたときなどにはしていくというような取り組みをしていただきたいというふうに思います。

また、そういう人的にできることと、自然をしっかり崩さない、保水力のあるような山にしていくだとかいうようなことも含めて、これは危機管理課だけではなかなかできないと思うんですけども、山の開発だとか住宅地に近い所の開発だとかいう危険性のあるようなことについて、しっかり木の植え方ひとつ、針葉樹を広葉樹に変えていくだとかいうような長い取り組みも含めてやっていただきたいと思います。

防災についての質問は以上で終わります。

次に、幼稚園、保育の無償化について質問をいたします。

政府は、来年10月より幼児教育、保育の無償化を実施するということを言っております。自治体によっては事業希望者がふえ、待機児童が増加するだけでなく、現場の疲弊や保育の質の低下につながるなどの心配の声も上がっております。無償化の方向性は賛成でも、政府の進め方に対し、待機児童の解消、保育所の確保などに財源を使うべきだというような意見もあります

が、無料化によって南国市の入園、入所希望者の措置というのは大丈夫でしょうか。お聞きをいたします。

○議長（岡崎純男） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（田内理香） 西川議員の御質問にお答えいたします。

来年度10月から予定をされております幼児教育の無償化の対象は3歳児から5歳児となっておりますが、南国市においては3歳児から5歳児の保育施設の利用率は高く、4月1日現在、5歳児においては全員が南国市内外の保育施設の利用ができております。

また、来年度、無償化の対象となる2歳児は90人、3歳児は24人、4歳児は16人が現在のところ認定の必要な保育施設を利用していない児童数であり、来年度、第1希望の保育施設の入所は難しい場合もありますが、いずれかの保育施設への入所は可能であると考えております。

なお、3歳児から5歳児の無償化により、早い時期から、ゼロ歳であったり1歳、2歳児の保育施設利用検討を、また御希望する家庭がふえてくるかもしれません。これらについてどのような影響が出るのかは現時点では予測ができておりません。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 西川議員。

○6番（西川 潔） 南国市ではまず影響はないだろうと、2歳児までについては影響が出る可能性がある、というようなことだと思うんですが。無料化と言いましても幼稚園等については、私も制度を熟知していないんですけども、4時間の後は保育のような状態だとか、それから保育園では、働き方によって短時間保育だとか長時間の保育だとかいうような、いわゆる保育の時間というのは保護者の働き方によって変わっているっていう話も聞くわけですが。この中で、延長保育ですかね、決められた保育時間以外に保育をお願いする場合もあるわけですが、そのような場合、幼稚園の4時間以降のことや保育園の延長の時間についても、この制度の中では負担は要らないというような制度になっているのでしょうか。

○議長（岡崎純男） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（田内理香） 保育所におきましては、支給認定による保育時間を超えた時間につきましては、延長保育時間として延長保育料が必要となっており、今回の無償化の対象とはなっておりません。

また、南国市立たちばな幼稚園におきましては、平日の8時から9時が一時預かり時間、9時から13時までの4時間が教育時間、水曜日を除く平日の13時から15時までが一時預かり時間となっており、現在、教育時間の分として利用者自己負担分を納付しておりますことより、利用者全員が無償化の対象と考えております。

また幼稚園、認定こども園におきます一時預かり時間につきましては、国のほうが保育が必要であると認定すれば無償化の対象になるということで、まだちょっと詳細が見えてないところもありますので、これから研究が必要だと思っております。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 西川議員。

○6番（西川 潔） いずれにせよ、無料化・無償化になることによって、保育時間が全園児、児童、ただならもっと長く見てもらおうとかいうようなことも起きる可能性もあると私は思うんです。そうしたときに、また職員の問題かれこれ出てこようと思うんですが、いずれにせよまだ制度がはっきりしていないということのようですので、またそのときにお聞きをするし、南国市の中では、働きたい人のための措置をしているわけですから、その部分もどうせ無料になるならそういうことにつなげていくような要望もしていただきたいというふうには思うんです。

1つ気になるのは、詳細な制度はわからない、ということですが、10月から無償化ということになりますと、南国市の台所も決して楽ではないわけですが、予算面ではどうでしょう。地方の負担という形は、どのような形になるのでしょうか。お聞きをします。

○議長（岡崎純男） 財政課長。

○参事兼財政課長（渡部 靖） 予算面ですかね、予算面につきましてちょっとまだ詳しく調べないとわかりませんが、財政面につきまして、今後とも国等が予算化されるということにはなろうかと思っておりますので、ちょっと勉強して調べていきたいと思っております。

○議長（岡崎純男） 西川議員。

○6番（西川 潔） 国の概算要求もそろそろ出そろ時期が来ましたし、来年の市の予算もいよいよ予算編成の時期を迎えるってということになるわけですが、もう少し情報も入れておいてほしいなというふうに思うんです。

私はここで思うのは、今回の無償化っていう政策は、目先の人気取りのような政策だというふうにも思うんです。ほんで長期的な人材育成というふうな政策にはなかなかならず、無料化といいますけども、今、所得の低い方とか非課税世帯の方はほとんど保育料というのは払ってないんですね。ここで、無償化をして誰が一番恩恵を受けるかというのは、考えてみると一定負担に耐えられる層が受けるというようなことになるわけで。本当に子供たちのこの切実な問題を、子供たちに予算を充てていくってということになると、もっと金の使い方があるんじゃないかなと。概算要求を見ても、史上最大の国の予算になるだとか、福祉費、防衛費含めてかなり大きい金になっているなというのを見ましたし。この無料化で受けた恩恵という

のはそこで子育てをしている親御さん、確かにそのときに保育料というものの負担がないとそりゃ助かるわけですけども。今の構造から言うと、消費税を2%上げるのはなぜ上げるのかという原点にも立ち返ると、そういう使い方でいいのかな。それをやってしまうと恩恵を受けた、親は恩恵を受けるわけですが、その子供たちがまたそのお金を払うという循環に回るといふうに私は思うんですね。

国が決めた閣議決定もされたことですけども、そこで、課長はそこな部分でなかなか言いにくい部分もあろうし、けど課長もこういうことについて金の使い方っていうことについてはどうなのかというような、考え方ですので構いませんので言っていただきたいし、市長にもその所見をお聞きをいたします。

○議長（岡崎純男） 市長。

○市長（平山耕三） 保育の無償化、幼児教育の無償化ということでございますが、西川議員さんのおっしゃられるように、保育料応能負担になっておりますので、既に減免されている低所得の方には恩恵がなくて、高所得の方に恩恵が偏るといようなことも言われているところではございます。

しかしながら、今、国を挙げて少子化対策ということで取り組んでいるところでございまして、私もこの4月から同時の第2子の保育料の無償化ということで導入したところでございます。そういったことで、幼児教育の無償化というのは、やはりこれから子供を育てるための経済的負担を軽減するっていうことでは、子供をふやす施策と、そういったことにつながっていくのではないかと思うところでございます。

また、保育の受け皿を確保するための保育士確保施策、また保育施設の整備など、さらなる財源拡充も要求といたしますか、国に訴える、切望していくものでございます。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（田内理香） 課長の所見をとということですが、まず、先ほど財政課長に質問がありました市の財政負担につきまして、私のほうから補足をさせていただきます。

平成27年度に子ども・子育て支援新制度が開始するに当たりまして、南国市では保育施設利用者負担額を国の示す基準額より大幅に下げて設定をし、保護者の負担軽減を図っておりました。それにより、現在、国の基準額と市の定めた保育施設利用者負担額の差額分については市の負担分となっていることより、今回の幼児教育の無償化によって財政負担分、国、地方の割合の見直しがなければ市の財政負担に大きな変動がないことを試算しております。

なお、高知県幼保支援課に問い合わせをいたしましたところ、他の市町村も国の基準額の3割または4割減額をしているため、無償化による財政負担の影響は大きくないと考えていることでしたが、しかし、制度の詳細や財源がはっきりと示されていないため、断定はできないという回答をいただいておりますが、財政負担はふえなくても短期間での対応が必要ということで事務負担はふえるのかなという回答もいただいております。

私の所見ということですが、幼稚、保育業務を行う中で保育士の処遇改善、それによる質の向上及び子ども・保護者にとって安全・安心な保育施設での教育、保育の提供の必要性を強く感じております。

子育てと仕事の両立や、子育てや教育に係る費用の負担が重いことで子育て世代への大きな負担となり、少子化問題の一因ともなっているため、幼児教育無償化などの負担軽減措置が講じられることになったと捉えております。この措置によって、少子化の進行が緩やかになることを期待しております。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 西川議員。

○6番（西川 潔） 国の決めたことで、地方からも声を上げなければいけませんけども、なかなか市でどうこうしていくということも難しいことかと思うんですけども、行政全般に私が言いたいのは、お金の使い方として真に支援の必要なものにやっぱり支援をすると、ほかの行政も含めて、負担に耐えられる人については負担をしてもらうという考え方をほかの行政の部分でも持って進めていただきたいということをお願いをいたしまして、幼稚園、保育の無料化についての質問を終わります。

次に、農地の荒廃対策でございます。

私たちの周りには、目の見えるところで遊休地とか荒廃地というものが、農地がたくさん見え始めました。これは、山のほうが多いわけですけども、さまざまな要因がある、高齢化もありましょうし、農産物の価格の低迷、このようなものもあってさまざまな要因があるわけですけども、幾つかの数字をお聞きもいたしまして、どのような対策ができるかということを含めてお聞きをしていきたいと思っております。

まず初めに、南国市の遊休農地、荒廃農地の面積と動向ですね、今後どのようになるかというふうに見通しているのかということをお聞きをいたします。

○議長（岡崎純男） 農業委員会会長。

○農業委員会会長（武市憲雄） 農業委員会は毎年9月から10月にかけて、農地利用状況調査という遊休農地の調査を行っています。その調査結果では、再生利用可能な農地と再生が困難

と思われる遊休農地面積は、平成25年には15ヘクタール、平成26年17.9ヘクタール、平成27年には15.2ヘクタール、平成28年には27.1ヘクタール、平成29年には25.1ヘクタールと1年間で増減はありますが、この4年間で約10ヘクタールも増加しております。今後もこの増加傾向は続くと思われております。

○議長（岡崎純男） 西川議員。

○6番（西川 潔） これは、農業委員会の努力のたまものか、減っている年もあるわけですね。私はもうずうっと右肩上がりだと思っているというふうにして、私が見る限りではふえていると思うんで、いろいろこう調査のやり方だとか、実際は外から見ると草が生えているけれども管理をしているだとか、例えば施策の中で中山間の直接支払制度に入っている土地だからここは遊休農地ではない、耕作放棄でもないだとか。平場では制度が変わってますが、農地水保全事業ですかね、そういうものに新たに入ってきたからというような、ちょっとマジック的なものの中にはあろうかと思うんですが。農林水産課長に問いますけども、農林水産課長はこの遊休農地とか荒廃農地がどんどんどんどん広がっている大きな原因というのは何か、というふうに捉えておりますでしょうか。

○議長（岡崎純男） 農林水産課長。

○農林水産課長（古田修章） 現在の農業の状況といたしましては、米価の低迷、また直接支払い交付金の廃止などに加えまして、高齢化や後継者不足、これにつきましても全国的な課題となっているところで。

もちろん南国市におきましてもそれは例外ではないということで、それに伴って耕作放棄地の発生ということも起こっておると思うわけですがけれども。やはり南国市の遊休農地が一筆の面積が狭いとか、大型機械が入らない、また水の便が悪いといった耕作条件の不利地が多いということで貸し付けも進まないということで、中間管理機構などの活用も難しいというのが課題ではないかなと思っております。以上です。

○議長（岡崎純男） 西川議員。

○6番（西川 潔） それなりの対策ですね、市独自の対策というのなかなか難しい、国の全国的な傾向もこういう傾向にあるわけですので、国のそれなりの施策の中で南国市もその施策を生かしてやっているというのは現状だとは思いますが。

将来、これをそういう施策を続けることで、南国市の農地こういうものが、耕作をしないような農地が維持ができるのか、そこをお聞かせください。

○議長（岡崎純男） 農林水産課長。

○農林水産課長（古田修章） 先ほど述べましたような耕作放棄地の原因というところで、市のほうではその対策といたしまして、まず現在、本市で進めている国営のほ場整備事業、この事業は大区画化などの基盤整備によって効率化を図り、大きい面積を引き受けやすくすることで地域の担い手などに集積を図り、稼げる農業というのを実現するように図っていくということで、将来的に耕作放棄地の発生を防止するという対策として進めておる事業でもございます。

また、現在市内の30地区で組織されている多面的機能支払い交付金の活動組織が、耕作放棄地の発生防止に取り組んでおります。また、上倉、瓶岩地区におきましては中山間地域ですけれども、こちらでは集落協定を結んだ15の中山間地域等直接支払い交付金の活動組織が、同様に活動の中で耕作放棄地の発生防止に取り組んでおります。

今後そのような国の事業等を活用して、そういう支払い交付金などの組織化についても取り組んでいって、耕作放棄地の解消に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 西川議員。

○6番（西川 潔） そういう施策を進める必要はあろうと思うんですが、私も中山間のほうの中山間直接支払いの中での一集落の中での役員もやっておりますけれども。実際、高齢化によって次、15年前になる、約14年、14年目ですかね、ことしが。5期ずつのこの周期で、少し施策を変えてやっておりますけども。その施策が唯一の頼りでやっておりますけども、実際その集落協定、面積、このようなものの推移を見たときに、私はどれぐらい全体で減っているのかわかりませんが、私のやっている集落の中でも半減をしてきたと。それから、少し高度な施策、事業の内容の中で高い事業をとると、お金もよけもらえるんですけども、そこな部分も皆が耕作はできないから管理だけで草を刈るだとかいうようなところに皆がシフトが変わってきたような部分も、私の周りの協定をやられている集落もそのような形に変わってきているんですが。そこな辺も含めてどれぐらい集落協定数が減って、農地の面積含めて減ってきているのか、それでは少し守れないというふうに私は思うんです。

平場も、だんだんだんだん山のほうからいかなるがですね、黒滝地区のほうはもうほとんど米をつくる人がまずいなくなった、農地がなくなった。その次にはじゃあその次の山で守ろうかと思うと、上倉はもうひとりも米をつくるものがなくなったというふうに、北から順に、白木谷もちょっと南ですけども、もう米農家っていうのは、実はあこでつくりゆう人は2軒か3軒になっちゅうわけですね。次にはどこへ来るかという、山裾へ近い所へ近い所へとそういったものが広がってくるというふうに私は考えていますけども。減り方、そういうこう面積がふえて、農家が減って、高齢化をしていく、そこで国の施策だけでそこにほ場整備も含めて

ですけれども、それだけでは守れないというふうに思うんですけれども。じゃ何をしろというて私が課長に言うても何か酷な話ですけれども、その辺見通しはどのように考えておられるのか。お聞きします。

○議長（岡崎純男） 農林水産課長。

○農林水産課長（古田修章） 本市の中山間地域等直接支払い交付金につきましては、平成17年度からの第2期には集落協定数が20、対象農用地面積としては114ヘクタールでございましたが、平成22年度からの第3期には担い手不足による合併のほうも含めまして16協定となりまして、対象農用地面積につきましても約99ヘクタールと結構減少をしております。

現在第4期の4年目となっておりますけれども、集落協定数は15、対象農用地面積としましては79ヘクタールと大幅に減少している状況でございます。

今後の第5期に向けての移行が難しいといったお話などは現在のところはまだ耳には入っておりませんが、高齢化や過疎化が進んでいく状況の中、活動組織におきましても担い手の確保が難しくなっているということは間違いないと思われまます。中山間の耕作放棄地対策としましては、この中山間地域等直接支払い交付金の活動組織の取り組みというものが中心的な役割を果たしているということからも、その対策が重要な課題であると考えております。

また、中山間における担い手の対策ということでございますけれども、耕作放棄地対策のような農地の担い手対策というのはもちろんなんですけれども、集落自体の存続というところまで含めて考えますと、集落営農のような地域共同の仕組みというものを皆で話し合っって考えていくことが対応策として結びついてくるのではないかとと思われまます。

既に担い手となるべき方が集落内に余りおられないというような状況であれば、近隣の集落、また移住者の受け入れ等も含めて考えていく必要もあるかもしれません。

しかし、その反面、中山間地域にはタケノコや四方竹、フキやタラなどの特用林産、また梅やかんきつ類等の果樹、また小規模な林業との組み合わせなど、中山間であるからこそその強みとも言えるものがございまますので、さまざまな可能性について集落の皆さんで話し合いをしながら、洗い出しを行っていくということが重要になってくると思いまます。

地域共同についての話し合いは決して簡単ではないと思われまますけれども、集落が合意形成に向けて取り組んでいくということであれば、市といたしましても県とも連携しながら支援をしてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 西川議員。

○6番（西川 潔） 中山間の状況では、そういう中山間の直接支払い制度も制度はあるけれ

ども、私は平成32年ですか新しい制度というか今度切りかわるのは、そのときにもまたかなり大きな問題が出てくるかなと、もう私たちの集落はようしないというようなものが出てくるといふふうに私は思っております。

そこで、少し出ましたが、移住も含めてとかいうようなことも出たんですが、平場の中でもそういう、もう農地は要らん、国に戻すとかいうような方も結構、私相談も受けたりもするんですけども。その中で、農地法というのが農業委員会のほうにあって、下限面積5反、5反以下の農地は持つことができないと、原則そういう法の中で南国市の農地、農業を守ってきたわけですけども。このさきの南国市の規制緩和の中でも私は随分申し上げたんですが、南国市の創生のためには集落内の狭隘な農地、そういうような所には家を建てたらどうなのかというようにも含めて考えてみますと、農地も5反の下限面積というのをやっぱり見直してはどうなのかと。皆さん南国市らしいところで住むには家庭菜園だとかいろんな自然とかかわったり、農業とかかわったりしながら、そういうもの、型も取り入れて農業を継続すべきじゃないのかというふうに思うんです。

農用地だとか、広がりのある所だとか、大事な農地を下限面積もなしに渡して農地を荒廃さす元になるとかいうようなことは、これは決していけないわけですけども、その家庭菜園ぐらいの構わない集落の中の農地だとかいうのは、所有権移転をして責任を持ってつくっていただく、こういうことも一つの方法だと。特に、中山間なんかもう、やり手がないわけですから、そこには一定の条件があれば、農地の保有を許可するというようなことも考えてはどうかというふうに思うんですが、その点について答弁をいただきたいです。

○議長（岡崎純男） 農業委員会会長。

○農業委員会会長（武市憲雄） 下限面積を見直してはどうかという質問にお答えをいたします。下限面積とは、農地を権利取得するときに農地の権利取得後の経営面積が原則50アール必要であると農地法で定められたものでございます。その趣旨は農地の細分化による非効率な農業経営を防ぐためです。

平成21年の農地法改正により、農業委員会は地域の事情に応じて小さい別段の面積を定めることができるようになりました。本市農業委員会では、毎年本市の下限面積50アールが適当であるかどうか審議を行っております。そこでは、本市では下限面積50アールが浸透しており、農業経営から見ても農地細分化を防ぐ点から見ても適当であると判断されています。

今後、遊休農地を防止するという観点から、特別な条件に合う場合に下限面積を見直してはどうかという質問でございますが、別段の下限面積を設定しているほかの市町村の例も見ます

と、1つ目は、同一の市町村内での自然的経済的条件から見て営農条件が同一であるという地域が別に設定されているという所もあります。例えば、香美市では物部地区のみ下限面積が違っております。

2つ目は、全国的に取り組まれていることですが、市町村の空き家バンクに登録された空き家物件に付随する遊休農地を取得する際には、別段の下限面積を設定し、空き家を取得した人が農地の権利を取得できて遊休農地も解消されるという仕組みでございます。

別段の下限面積設定については、本市の空き家対策、新規就農者支援という市長部局の農業振興施策、また耕作放棄地防止の施策とともに考えていく必要があると考えています。

一つ目の例の営農条件で同一地域内の別段の設定については、毎年審議しております農業委員会の総会で検討したいと考えております。

○議長（岡崎純男） 西川議員。

○6番（西川 潔） ぜひ検討をしていただきたい。というのは、実は公共事業、具体的な例ですけれども、例えば日章の工業団地の中に家庭菜園のような数アールの土地を持たれている方も、そこを手放すと新しい農地の取得ができないということで、大変商工課のほうは困って、私も相談を受けたわけです、何とか売買に応じるように。

それから、もう一つは何とか農地の取得が代替地ができないのかなど。法にはないんですけども、例えば土地収用法に該当する事業なんかで道路に提供したとかいうような方については、同等程度の構わない範囲の農地、農用地区域でもない集落の中にぼつん、ぼつんではないですが集落の中にある狭小な農地、そのようなものも、実は行政は行政で首を絞めてなかなかそこが道路の拡張も進まないだとか、工業団地にしたいけどもその用地をなかなかそういうことを条件に譲ってくれない。私も過去にもそういう例を何回か聞いたわけですけども、そういう取得ぐらいいいんじゃないかなど。

それから、皆さん自分の土地としてそこを所有すると、人というのは土地とか墓とかがそこにあると意外と根づく可能性もあると思うんです。家だけだと、実は勤めだとか利便性のええ、自分の勤めの近くへ行くだとか、いろいろな条件に合わせて移るわけですけども、そこに土地があるということは根づく要因にもなるし。また繰り返すようですけども、南国市の特徴ですね、南国市へ行くと農業をするような土地は一応持てるよというようなことも一つ、それこそ人をふやす創生にもつながることだというふうにも思うんです。

また、高知県では中山間地が多くて大規模化ができないということで、県自体も多様な農業の担い手ということをいつも言っておりまして、小さな土地を取得された方はなかなか機械だ

とか、小さな機械、管理機だとかトラクターだとか耕運機だとかいうのも全ては持てない、栽培技術も十分でない、そこな部分に残渣も含めてようつくらんかったとかいうことで耕作放棄地になって周りの農家に迷惑かけるじゃいうようなことも多々あると思うんですが、私そこは制度化したらええと思うんです。

栽培技術を知っている近所の農家の方が、今のこの時期には適宜こういう管理をしたらいいんだとか、肥料はこうやるんだとか、こういう虫が湧いてきたのでここやったらどうだろうとかいうようなことを、やっぱりきちっと体系づけて、それにそのアドバイスをしたときとか、作業を少し耕うんしてあげるとか、管理機で畝を上げてあげるとか、そうしたときにはお金をいただくと、今でいう作業料金のような形でそれを制度化したら、また地域もそういう人たちとのつながりもできて、南国市のような農村集落の中ではコミュニケーションもそのことで上手にとれて、非常に私は地域もうまいこと回るんじゃないかというふうにはひとり合点をしています。

ぜひ、幾つかのこの農地法という壁はあろうかと思えますけれども、私が幾つか申し上げましたが、そのことを委員会のほうに諮っていただいて実現をしていただきたいなというふうにお願いをいたしておきます。よろしくをお願いします。

次に、4点目の質問に入ります。

障害者雇用と非常勤職員の待遇という点で、私の聞いたことだけ言うてもろうたら結構ですのでよろしく願いいたします。

市役所での障害者雇用数と雇用率は、法定に決めてあるとおりに達成しているかということをお聞きをします。

○議長（岡崎純男） 総務課長。

○参事兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長（西山明彦） 障害者雇用につきましては、毎年6月1日現在で報告するようになっております。平成30年6月1日現在の南国市役所における障害者雇用の人数ですが、9人で、雇用率は2.51%ということで法定雇用率を達成しております。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 西川議員。

○6番（西川 潔） これは、認定っていうのは国が示した基準に基づいての、国のような数え方ではないということでしょうか。

また、これはよくわからんですけど、職種によってそういう障害者の方の雇用は、ここな部分は率が低くてもいいよとかいうようなものがあるのか、例えば教員っていうのは県の職員で

すけど、教員、保母さん、消防職、給食婦さんあるわけですけども、これはどのようになっているのかお教えてください。

○議長（岡崎純男） 総務課長。

○参事兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長（西山明彦） 本市の障害者雇用の認定につきましては、国の基準に基づいて行っております。

この算定の仕方でございますけれども、国が示している基準って非常に複雑なんですけれども、対象になる職員というのが、1週間当たりの所定労働時間が20時間以上で1年を越えて引き続き雇用されることが見込まれる者ということになっております。で、週30時間未満の人は、これを0.5人でカウントするとなっております。また対象となる障害者でございますが、身体障害者手帳をお持ちの方と、それから知的障害者、精神障害者となっております。なお、身体障害者手帳の1級、2級及び重度知的障害者につきましては2人とカウントするようになっております。

そういったことでカウントすると、本市の障害者雇用者数は9人と申し上げましたけれども、この基準でカウントすると12人ということになります。

先ほど西川議員からお尋ねのありました職種についてでございますけれども、まず消防吏員は対象外となります。それから教育職、保育士、保健師、特別職、この合計が対象職員の25%以上である場合に、その割合に応じて一定の割合を除外するというようになっておりますが、本市ではこれらの職種の合計が25%に達しておりません、25%未満ですので、除外もしていないということで計算しております。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 西川議員。

○6番（西川 潔） 25%の話、また後でわからない部分は聞きますけども、市内の民間企業の実情ってというのはどうなのか。どこがこれは検証するのかをお聞きをいたします。

○議長（岡崎純男） 総務課長。

○参事兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長（西山明彦） この障害者雇用につきましては、全て厚生労働省のほうで直接把握するというようになっておりまして、市のほうでは把握しておりません。

○議長（岡崎純男） 西川議員。

○6番（西川 潔） 国のほうでは、安倍首相もわざとじゃないでしょう、とかいうようなことが新聞に大きく載ったんですが、当の厚生省も法務省も同じようなことをしてましたので、まあわざとじゃなかったら何じゃろうと私も理解がしにくいところなんですけれども。なぜ、

この障害者の法定どおりの雇用というのができないのか、こういう問題がなぜ起こるのかというのを、どう考えておられるのかお聞きをします。

○議長（岡崎純男） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（岩原富美） 障害者雇用が進まない背景について、福祉事務所長としての考えかもしれませんが、言わせていただきます。

一口に障害者といってもそれぞれが持つ障害はさまざまです。職種によっては企業が求める人材とマッチせず、障害者に合わせた仕事をわざわざ準備するということがあるということも聞いております。それも大企業は可能でも、中小企業には難しいところです。

また、募集や採用時には合理的な配慮が求められますし、長期に雇用となりますと環境面、施設面、指導・監督する者の人的配置、通勤や勤務時間などへの配慮が必要となってまいります。企業側といたしましては、その準備や経費、これが負担となっていることがなかなか雇用が進まない一因ではないかと考えております。

また、障害者側にも職業人としての自覚や自立できるよう一定の努力、これが求められております。一般就労よりは障害福祉サービス事業所での就労を選ばれる方もおられますし、障害者であることを勤務先に知られたくないということをご心配される方も実際おられました。

市といたしましては、事業主や一般市民に対しましては、障害者雇用についての理解を高め、その推進に努める義務というものがございますので、機会を捉えての啓発には努めてまいりたいと考えております。

○議長（岡崎純男） 西川議員。

○6番（西川 潔） 私は、実はもっと本音が出てこない、この障害者の雇用にはつながらないというふうに思っています。

共生社会ということは口で言うておりますけれども、国のほうにしても、なかなか障害者は雇用しにくい、いろいろ理由があると思うんです。そのことがきちっとできないと、なぜ障害者雇用が進まなかったかということ、やっぱり本音を出してきちっと分析をして、働き方も含めた本質的な議論をきちっとしていかないと、宣言法みたいに雇わなくちゃいけない、こういうことでなかなかさっき福祉事務所長が答えられたことでも、ほかのことは言いにくいとは思いますが、やっぱりこういう問題は本音をしっかりと行って、その中で解決をしていくことができない。これは私のことで、答弁は要りませんが、何だかこのもどかしい思いのする事件でしたので、市役所の答弁としてはなかなか言いにくいこともあろうと思いますけども、私はそう思っておりますので、私の所見を言わせていただく。

次に、もう5分となりましたが、急いで。次に、議員の中での検討も必要なんですけれども、非常勤職員とかの待遇の中を含めまして、このことをまずお聞きをしますけれども。議会の中には議員の駐車場がずうっとあるわけです。けさも来て見てみると、上から見ると駐車場にすきもあちこちあるわけなんですけれども、朝の9時半ごろに来ましたけども、議会開会中っていうのを含めて議員があこにずうっととめるわけです。時間早く帰ったり、昼に帰るときもありやあ、きょうのように5時ごろになると思うんですけども。これ妙に、私特権じゃないのかと思ひまして、いろいろいきさつもあるろうし、議員の中でもその話をせにゃいかん中でのことですけれども、幾つかの聞く中で、まずそれをお聞きをしたいと思ひます。

○議長（岡崎純男） 総務課長。

○参事兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長（西山明彦） 今、西川議員から言われました議会開会中の議員の皆様方の駐車スペースですけれども、その前に、市役所庁舎前の駐車場につきましては、会議が重なると非常に駐車スペースが足らなくなるというようなことがございます。そういった面で、議員の皆様につきましては、定例会開催日には確実に出席していただけるように駐車スペースを確保させていただいております。特に特権ということではなくて、定例会議会が開催される月には駐車協力金もいただいておりますし、特に特権というふうには捉えておりません。

○議長（岡崎純男） 西川議員。

○6番（西川 潔） 駐車場がなければ、いろいろやり方もあろうと思ひますので、開会中のときに詰めて置くだとか。市民の方が見られたときに、議員が来たらあいちゅうのに私らはこんな狭いところへとめないかんと、私が住民だったらそれは思ひわけ。これはまた議員の中でも、私のこの発言を機会に話をするということになろうと思ひますので。

それと、職員の駐車場のことなんですけども、ここの駐車場に職員、非常勤の職員の方がとめられるんですが、元の体育館の中からも雨が降っても歩いてこられる職員がいますけども。これは職員も体育館の中へ何人か、くじ引きか何かでとめられるようにしていますか。非常勤の職員だけが向こうから歩いてこられてますか。

○議長（岡崎純男） 総務課長。

○参事兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長（西山明彦） 旧の市民体育館の跡地のほうへとめていただいているのは非常勤の職員さんだけでございます。非常に御不便かけておりますけれども、正規の職員につきましても通勤距離によって駐車場の使用を制限をしております。

ただし、非常勤の職員さんも含めて、理由のいかんによっては庁舎前の駐車場も許可をして

おります。なお、市民体育館のほうにとめている方々につきましては、駐車協力金は半額にしております。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 西川議員。

○6番（西川 潔） なぜって私聞いたつもりですけども、非常勤職員の方だけが向こうに駐車をするのかというところ。

○議長（岡崎純男） 総務課長。

○参事兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長（西山明彦） なぜと言うとあれですけども、まず、駐車スペースが何台分あるかということ数を数えて、それから正規の職員で自動車通勤をするというものの人数を調べていって遠い方から順番にやっていくと。ほんで、実際に距離で区切って、それ未満のものは自動車での通勤はしないというようなことにしております。

非常勤の方につきましては、申しわけないですけど、その中に最初から含めずに、短期間の就労の方もございますし、そういった形でさせていただいております。なぜという明確なのはなかなか言いづらいですけども、そういった形でやっております。

○議長（岡崎純男） 西川議員。

○6番（西川 潔） 私この議会中の議員の駐車場の件、非常勤の職員がなぜ向こうにとめるのかよくわからなかったもので、何回か総務課長にもこんな話も聞いた、次に質問するものについても何回か個人的に聞いたわけですけども。なぜか今の答弁のようにはっきりしないと。議会で聞けば一応整理ができるかなと思って、議会で聞くほどのこともないけども、こいつは意地くそ悪う聞いてやろうということで、もう一点教えてください。

私が在職中からずっと言っていたことですけども、実は選挙投票事務でほとんど同一な仕事をしているわけですけども、私のやっていた時分にもおよそ3倍ほどの報酬の差がありまして。これからもそういう非常勤の職員の方や農協の方にも協力をいただいて、こういう事務を進めていかないと職員がどんどん減るわ、投票事務というのも投票所を少なくするじゃあいうことも現状からできない中で、そういう事態も生まれる中で、非常勤の職員と職員との少し報酬の差が大き過ぎやせんかと。これは私、現職のときからずっと一緒にならないかっていうことを言いましたが、やっぱり答えは先ほど総務課長が言われるような形で、明確な答えではなかったんですが、そろそろこういう時代ですので、法的なこともあろうかと思っておりますけども、考え直したらどうかっていうことを提案もいたしますし、それこそどうしてっていうところをお聞きをいたします。

○議長（岡崎純男） 総務課長。

○参事兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長（西山明彦） 総務課長というよりも選挙管理委員会事務局長になるかもわかりませんが。御指摘いただいた投票事務につきましては、正規の職員と非常勤の職員で差がございます。3倍と言われましたけれども、大体3分の2、3対2ぐらいになっております。

具体的に申し上げますと、平成25年7月執行の参議院選挙から直近の昨年の衆議院議員選挙まで職員が2万3,000円、非常勤の職員が1万6,000円というようになっております。

なお、開票事務につきましては、正規も非常勤も同じでやっております。

御指摘いただきました、同一にしてはどうかということがございますけれども、言われたように、選挙については同じ仕事しているというようなことですので、今後検討させていただきたいというふうに思います。

○議長（岡崎純男） 西川議員。

○6番（西川 潔） ちょうど時間も来ましたので、以上で今議会の私の質問は終了いたします。どうもありがとうございました。

○議長（岡崎純男） 18番土居篤男議員。

〔18番 土居篤男議員発言席〕

○18番（土居篤男） 眠気が覚めるような一般質問をやりたいと思いますが、なるべく眠気が覚めるようにいたしますので。おまん質問が長いき短こうしいよと言われておりますが、今回は余りだらだらやる質問はありません。よろしくお願ひしたいと思ひます。

6項目通告してありますが、順次いきたいと思ひます。

市長の政治姿勢では、終戦をめぐる報道等について、あるいは戦死者についてと通告してありますが。それと合わせて、現在の世相、いろんな事件をめぐるいろんな現象が起こったり、高級官僚がいろんな問題になったり、そういうことについて市長の感想を求めたいと思ひます。

まず、1点目の市長の政治姿勢なんですが。その前に、発言者の皆さんが北海道の地震と水害の件については触れましたが、最大震度6強というふうに最初は報道されておりましたが、後で訂正されて最大震度7と最高の震度のように、これが発生をしました。その結果、死者、安否未確認はもういないようですが、現在では41名が亡くなられたと。そして、その前の台風21号でも高知県東部をかすめ、関西地方、中部地方に甚大な被害を出しました。亡くなられた皆さんには哀悼の意を表明するとともに、一刻も早い復興をお祈りをいたします。

この台風被害について、日本では最高の技術があるのに何でだろうというふうに疑問を感じました。関西空港が貨物、人ともに大変大きな運輸機能を果たしておりましたが、それが不全

に陥った。後から聞きますに、地盤沈下3メートル起こしてるというふうに言われております。だから台風の低気圧により高潮が発生して、浸水被害が発生するに至ったと。

しかし、考えてみれば、この日本列島というのは地震、地殻変動の結果できた土地であって、地震、津波は当然昔から避けることはできない土地柄でございます。

また、台風もとりわけ高知県などにとっては、今でこそ上陸は少ないですが、40数年前までは毎年大きな台風に遭遇をいたしました。高知県民にとっては、台風の風が吹き荒れる、雨もどしゃ降りの雨が降る、これは常識ではなかったかと。地震は、南海トラフが湾上はるか地下にある土地柄ですし、避けられない土地柄であります。そういう前提の上ですので、覚悟があって当たり前と。覚悟は私自身にはあります。台風や地震が来るものだと思います、それに備えることが大事だと思います。

昔、台風の風が吹き荒れるときに、昔は家まで稲わらをとって帰って、納屋先へ積んでありました。それが、くろの上のふたがわらなんです、これが飛んで、稲わらが一束ずつひらひら飛んでいくわけです。それを押さえて、まあ押さえても雨は降るししょうがないことなんです、飛ぶのを防ぐにそれを押さえて母屋のほうを見ておきますと、シイの木が大木が2本釜屋の北側にありましたが、それがなくなって明るうなっておりました。幸いに西向いて倒れたもんですから、母親がその茶の間のほうの南側におりましたが、幸い西に2本とも倒れまして、釜屋のほうには倒れてござったと。そんな暴風にも遭いました、かつては。

そして、自然災害だけではなくて、犯罪を見ても、常識では理解できない犯罪が起こっております。妻をあやめる、前もって母親と穴を掘っておく。こんなことが理解できますか。これは小説でもこんなことはありません、ないと思うんですが、本当に。そして子供の虐待も、これも理解できません。私が小学生時代には、親が子供を虐待するという事は聞いたことがありませんでした。多分なかったと思いますが。そして、天下に君臨する中央の官僚が自分の子供を大学に入れるため、大学に便宜を図っていた。また、身体障害者の雇用をしているように見せかけていたなどという、幼稚な、まさに幼稚としか言いようのない事案も発生をしております。日本の最高学府を出て、トップクラスの成績のものが中央官庁では職務についておるはずなんです、こんな職場で先ほど述べたようなことが起こるとは、夢、考えたことがありません。

また、最近のニュースで目につくのは、外国人労働者が増加してきたということで、住宅街へ外国人が車を乗りつけて騒いでやかましい、テレビでやっておりました。これは、裏を返せば日本社会で若者が、児童が不足している現象があらわれていることだというふうに思います。

この原因は一体何か、若者が結婚しなくなったことが主たる原因ではないかと。派遣労働者、非正規雇用労働者をどんどんふやして低賃金で働く若者がふえた、そういうことで結婚もできない。それがもとにあるのではないか。

一方、大企業の内部留保は446兆円にもなった、これも報道されておりました。日本の予算の4年分がため込まれております。また、不況のときを考えれば、何か不安だというふうなことも財界の方が言うておりましたが、日本の予算の4倍が内部留保でたまっている。これはまさに異常ではないか、いうふうに思います。本来、こういうため込まれた利益というのは、下請企業に払われたり、労働者に払われるべきものではないかというふうに思います。

そもそもこのような非正規雇用労働者をふやす、この日本の社会というのは、何を目的に経済活動をしているのか、原点を見直すべきではないかというふうに思います。太いことを言うようですが、アメリカの大統領だったと思いますが、人民の人民による人民のための政治と言いましたが、私は人民のための経済活動ではないのか、日本国民全てが豊かになるための経済活動ではないか、ということを知りたいと思います。

そしてまた、日本の教育水準はいろいろ問題はありません国民全体の学力は高い。明治維新後、小学校を各地につくって、国民全体の学力は高いと思います。学力は高いのに、どうしてそうなるのかという疑問を感じております。また、東大の優秀な人材が政府の中樞の知恵袋なのに、この今の日本の現状に行き着いたのは、もう設計を間違っているのではないかというふうに聞きたいと思います。

そこで、市長にはこのようなこの日本の現状、いろんな特徴があらわれておりますが、これに対して何か、どのように考えるか、感想をお伺いをしたいと思います。

それでは、具体的に市長の政治姿勢として上げてありますのは、終戦記念日、73回目の記念日だそうですが、いろんな立場からの報道がされております。昭和天皇発言も出ておりました、8月23日付で。これも昭和天皇がもらした言葉を侍従が書きとめておいた、これが明らかにされております。昭和天皇も戦争責任を言われてつらいと、これも侍従が書きとめております。そして、天皇としての仕事を楽にして、細く長く生きても仕方がない。つらいことを見たり聞いたりすることが多くなることばかりだ。近親者の不幸に遭い、戦争責任のことを言われる、との天皇の言葉を記述していることが新聞にも出ておりました。そして、東条発言が、東条英機が天皇に戦争を起こす、開戦をする、このように告げましても、天皇に動揺はなかった、この高官メモも出ておりました。戦争責任については天皇にあるとの指摘は、かつて国会でも論争があったことは事実です。日本共産党の国会議員も、天皇責任について中曽根総理のときに

聞いたことがあります。

しかし、この天皇を取り巻く軍事政治指導者が遠回しに、天皇が拒否できないように持っていったようにも見えます。後で言いますが、戦死者の数は18年、19年、20年に集中しております。南国市史を見てみますと、戦死された方の名前がずっと出ております。こういう負け戦のことを一々天皇に報告したかどうか、こういうことも疑問に思います。また、勝つ見込みがないのに戦争をやり続けた。インパール作戦などは、それは作戦がでたらめであったことが最たる見本の作戦だと思います。

けさの高新には、文藝春秋の宣伝が出ておりました。昭和の軍人の愚かな指導と現代の官僚の軽薄さ、これが似通っているというふうに、保阪康何とかいう作家が書いておりました、昼休みにそのファミリーマートへ行って、文藝春秋を880円もかけて買ってきました。それには、昭和の軍人に見る日本型悪人の研究、保阪正康っていう、余り長い記事ではありませんが書かれておりました。平気で居直りうそをつく人たちということで、現代のあのスポーツ関係の指導者で、大学のアメフト部の内田監督、真面目な選手に相手に暴力を加えるよう指示をしてけがをさせると、そういう事件もありましたけれども。そういう方たちと昭和の軍人とがダブって、同じような考えで日本を泥沼の戦争に引きずり込んで、若い青年を殺してしまったというふうに書かれております。

私も実は昭和20年には3歳ですから、一切戦争の記憶は何にも残っておりません。市長はもちろんまだ私よりもずっと若いですので、私と同様に何も残っていない年代なんです、このような悲惨な戦争を経験をしたことに対して、どのような考えを見方をしているのか、少しお聞かせを願いたいと思います。

そして、終戦前後の高知新聞には、シベリア抑留についてとか、いろいろ記事が出てます。国の調査、遺骨収集進まず、などと出ております。抑留ではありませんが、これは戦争する、闘うために抑留ではなく、闘うために満州に行ったわけなんです、昭和6年に第2次世界大戦の始まりが満州柳条湖鉄道爆破から始まっております。昭和12年高知の部隊も上海の近くの羅店鎮というところですが、敵前上陸をして激戦になっていったと。

議員をやっておりました吉村雅男さんも、羅店鎮を知ちゅうかよと。多分、吉村さんも羅店鎮の敵前上陸をやったのではないかと思っております。私の父も羅店鎮の敵前上陸の話を聞いたことがありますので、このときに初めて敵前上陸をやって、激戦地におり立ったと。しかし、恩給はもらってませんでしたので、どうして恩給もらわんぜよと言うたら、長期間戦地におらざったと、戦場におらざったと。マラリアにかかって80日か90日で病院へ入院した、だか

ら期間が短いので軍人恩給はもらえなかったって言うておりましたが。

それを始めまして、戦争が戦線が急速に、昭和17、18年ごろから激戦になっております、19、20年に終戦ということで。南国市史に載っております、初めにも言いましたように、昭和18、19、20年の戦死者が一番多いです。この3年間の戦死者がほとんどと言っていいのでございます。その作戦たるや無謀きわまりなく、食料や武器の補給力もなく、兵士を送り込んでおります。その作戦で有名なのがインパール作戦で、食料も武器の補給もせずに行けと、勝ってこいというだけの作戦で、初めにちょっと言いましたように、やはり保阪正康さんが書いております、昭和の軍人の日本型悪人、もう最悪の軍の指導部だったと言えるのではないかと思います。

ちなみに、戦死者の数を2,000名とか3,000名とか言いましても、どればあのもんかわからんと思いますので、地区ごとに拾い上げてみました、18、19、20年。十市が139名、稲生が98名、三和が208名、前浜が103名、日章236、大篠132、野田46、岩村33、長岡276、岡豊143、国府56名、瓶岩67名、上倉102名、久礼田80名、私が数えた数字ですので、多少17年が入っちゃったりしますので、1,719名になっております。

これが一体どういう層が、どれだけ十市から若者が行ったかと、139名なんです。私が中学校のときのクラスは、私のクラスが30名で2クラス、60名ですね。これがもう1年上が1クラスですから、そのもう上が2クラスですから、ちょうどその程度の私が中学校のときの在校生の人数なんです。もちろん中学生は招集はされませんが。この中学生が卒業して、18、19、20になれば順次招集されるわけです。こうやって順番に送られたのが青年が139名というふうに考えたら、具体的にわかるろう。十市村で5クラスぐらいが毎年3年の間に送られたと、ほんで戦死したと。こう具体的に言うたらわかりますよね。これだけ青年の命を無駄に殺させてしまった。

兵隊を戦地に送っても金はかかりません。1銭5厘の赤紙1枚です。馬1頭買えば、今で言えばウン万円かかるでしょう。赤紙1枚で兵隊を引っ張り出せるわけですから、一番安いです。こういうことで、作戦と言えない作戦を実行したと。その結果が、南国市史にも戦死者の数として残っております。

ちなみに、戦死者の南国市史を見よりますと、突然多いところが明治時代にあります。これは、旅順にロシア艦隊を逃げ込まさんために、203高地を日本の軍隊がとれと言うたときに、そこへ乃木大将以下、軍隊が行ったわけです。前の小笠原市長が言いよったそうですが、あの大将が一番いかざったと。大砲の音が聞こえんところに参謀本部を置いて、突撃繰り返して全滅しました言うたら、また編成して送った。それが戦死者の数へ、ちゃんと市史へ載ってます。

203高地、旅順の近くです。その戦死者が目につきます、それまでの戦争での戦死者というのは。

そういう戦争をしてしまったと。その召集令状を届けたのが役場の職員です。十市村の役場の職員だと思います。あるいは稲生村、野田村、長岡村。もうそら時効じゃないかやというふうなことも言われるかもしれませんが、本人は戦死しているから、本人は請求できません。が、召集した役場、その合併後の南国市にその遺骨を生まれたところに返す義務があるのではないか。市長は遺骨を収集する気はありませんか。

そして、今後再びこのような赤紙を届けろということを経済に法律で指示されても、市役所の職員には配らせない。このことを断言をしていただきたいと思います。

遺骨の返ってこない問題については、きょうの9月11日火曜日、高新一声ひろばの欄に、未解決の戦後処理ということで、早野朝子さんという方が89歳、これはもう十分戦争を知ってますね、この方がまだ終わってないよと、遺骨をちゃんと収集してください、いうことを言っております。私だけがこの議場で遺骨を収集せえと言っているわけではありません。戦争経験者が未解決ですよ。これは、やはり可能な限り短期間言うても金がかかると思いますので、短期間とは言いませんが、やっぱり戦争をしたら金がかかるということを、国民全体が責任を負う、そういう意味でも、本来国がやるべきことなんです、地方自治体もそれができないか、やるように求めるものであります。

大きい2点目で、地震対策なんです、西川議員も言っておりましたが、私は地震対策で、耐震補強工事、これがどこまで進んでいるか。また、やらない家屋をどのように耐震性を持たせる、説得していくか、やってやるか。そのことについてお尋ねをしたいと。

まあ、そのことに限ろうかと思っておりましたが、北海道の地震が発生をしましたので、地震対策のその被害になる市民がどのような心構えをしているか、どのような準備をなさないと、そういう心構え、徹底しているか。

例えば、食糧の問題は備蓄しているかとか、缶詰ぐらい1週間分ばあ買うちょきよとか。私は重油の発電機を持っていますので、それでどっか井戸へ持って行って、水中ポンプをほりこめば水もくめますし。まあ軽油は、乗トラの軽油を抜けば1週間ぐらいは、何時間かは運転できると思います。それから自分の食糧は、どこで地震に遭うかもわからんということで、車へ乾パンと2リットルのペットボトルを封をあけずに積んでおります。積んでない車もあります。それから、最近はお菓子を構えました。毎朝9錠飲んでますのでね。これで、どっか手結の向こうで、山の上へ逃げないかんというときに、4日間ぐらい戻れざったら、医者へ行っても

処方はしてくれんろうし、4日分ぐらい常にこの財布と一緒にポケットへ入れちよると、こういう心がけをするようにしました。それと乾パンと水ですね、これは積んじょくと。途中で揺られて、例えば海岸線を宇佐あたりへ貝でも買いに行きよって途中で揺れたら、どうせ山の上へ上がります。喉が渴いた水くれんかよ言うたら、おまんさんここじゃないきいかんぜよ言われるかもしれんしやね。そこにあるかもないかもわからんし、やっぱり当座の水ぐらいは積んじょかないかと。まあ少々温度が上がっても、封をあげにゃあ腐るもんではありませんし、それと乾パンを積んでます。それと薬を持っていると。これが多分薬も持ってなかったら、2日、3日、どっかで避難しておって、心臓とまるかもしれんしね、薬が切れたら。いろんな薬を飲んでますので。まあ、そんなこともないと思いますが、やっぱり4日分ぐらいは持つておくという心がけをしております。

そういうほんで市民の全体が、そういうふうに食糧問題やら、薬の問題やら、いろんな角度から、どういうふうな心構えをしているかということも、耐震工事の進捗に加えて、どういう教育をしゅうか、お尋ねをしておきたいと思います。

それから、3番目がTPP、日欧EPAが批准をされまして、大変日本の農産物の輸入が、TPP12より、より開放的になっているというふうに言われておりまして、日本の農業をいよいよ売り渡してしまうという状況になりました。11カ国になりましたが、TPPは。中身は変わらずに、日本にとっては農業でより譲って、輸入関税が軽減されるような中身になっているようです。

全体的にTPPは何ぜよと言うたら、工業製品、車を外国に輸出するために、日本の農業製品を開放してしまうと、この一言で言うことができるのではないかと。アメリカが離脱をしましたが、これはアメリカと個別交渉になりまして、もう中身は既に大幅に押しつけられているというふうに言われております。

そして、ヨーロッパ諸国との間では、EPAが合意をされました。農林水産物の市場開放では、最悪だったTPPを上回っておるようです。例えば、TPPでは最長16年目の関税撤廃であった林産物が、8年で関税撤廃をすると、こういう中身になっているようです。

高知県は農業県というふうに胸を張って言うたり思うたりしておりましたが、ハウス園芸の売り上げは確かに高いですが、決して農業県ではありません。ならば、ほんなら工業県かというたら、工業もそんなにありません。高知県民1人当たりの生産高が1位、2位を争うぐらい低いのではないかとというふうな県だと思えます。日本で一番山間地域が広いとも言われます。

最近、各地で安芸で選挙があったり、香美市で選挙があったりしまして、応援にも行くんで

すが、畑山の奥までポスターはりに行きました。延々、畑山の土地に着くには、なかなか谷を幾つも超えて奥が深い。全部山林ばかり。高知は雑木林が多いですので、海岸に近いところは雑木で、奥へ行けば植林をされておりますが。まあ山林県だとしみじみと感じます。

香北でも、谷相や猪野々の上まで行きましたが、よくもこんな山の上まで段々の田を開墾をして、耕していたもんだと改めて感心をしました。江戸の昔より山で米を栽培して、日本人の食糧確保に貢献していたものだと、改めて感心をしました。大昔には、肥料も農薬もありませんので、反当、山の上で米が大した収量ではないと思います。江戸の昔より山で米を栽培して、日本の食糧を確保してきた。そして、最近ですが、やっぱり驚いたことに、イノシシが田んぼを荒らしております。かつては植えられた米を食べるために水田に入って荒らしよりましたが、耕作しなくなった田に生えたツタの芋を掘って、掘り返しております。イノシシの被害もさま変わりしております。

とにかく、幾百年も大切に耕してきた田んぼをこんな状態にしたのは、日本の農政ではないか。西川公也議員は、選挙のときにTPP反対、自民党うそつかない、ポスターにすり込んでおりました。あれは本当だったのかうそだったのか、聞きたいと思います。

とにかく、高知県は山林が多い。そのくせに植林率は愛媛より低いと思われます。ちょっと遠出をして愛媛の山を見たら、ほとんどが植林をされておりますが、高知の山はこの植林率が非常に低いです。なぜそうなるのかちょっとわかりませんが、私では。高知は山間部が多いですので、この林業振興が求められるのではないかと。

そこで、CLT材が開発されて、建築材として使える。高知県にはうってつけの、この山林資源が使える方策ではないかというふうに、希望の光を見出したわけなんです。これに力を入れるのが高知県の息を吹き返していく少ない道ではないかというふうに感じておりました。

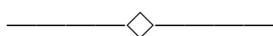
ところが、日欧EPAでは8年で関税ゼロというわけです。CLT材の今後の展望と南国市の林業にどんな影響があるか等含めまして、EPAの影響を聞きたいと思います。

4番目に……。

○議長（岡崎純男） 土居篤男議員の質問でありますけれども、今大きな項目で3問目が終わりました。一旦ここで休憩をしたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

10分間の休憩をいたします。

午後2時54分 休憩



午後3時4分 再開

○議長（岡崎純男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。18番土居篤男議員。

○18番（土居篤男） 次に、4番目の児童虐待対応についてであります。

かつて、南国市でも児童の家庭をめぐっての死亡事件がありました。最近、東京では児童相談所任せにした都外から送られた事案で、児童の死亡事件がありました。高知新聞でも出ておりますが、児童虐待の相談、通告に対応した件数が全国で13万件となって、過去最多を更新したと出ております。厚生労働省は、東京都目黒区の事件を踏まえて、虐待通告から48時間以内に安全確認できない場合は立入調査を実施するとの取り組みを決めた。全国から集まった児相所長らを前に、同省の担当官がこう述べたと出ております。

南国市でも、一定の数あると思いますので、児童相談所任せにせずに、市が独自に対応することを考えているか。どのように対応するか、お尋ねをするものであります。

次の就学援助制度についてであります。就学援助費の支給が1年から6年まで、いろんな修学旅行費からPTAの会費から含めて支給をされておりますが、新入学児童の学用品費等の支給は、この30年5月1日付の教育委員会のもらった資料では、準備金として1学年4万600円が決まっております。支給時期が5月と書かれておりますが、入学の準備金ですので、これは3月までに支払わなければ間に合わないのではないかというふうに思いますが、この点に限って、どのようにしているか、お尋ねをしたいと思います。

次に、6番目のシルバー人材センターの経理管理の改善という項目なんですが、これは原稿書いておりませんが、御承知のとおり、シルバー人材センターで担当職員による使い込み事件が発生をいたしました。この経理管理が、市の補助金を支給する公的、公共的な管理がされるべき組織において、きちんと行われていなかった。この改善をどのようにやっていくか、具体的にお尋ねをいたします。

実は、私は森尾稔さんの後を受けまして、東沢の土地改良区の理事長をやっております。何がしかのお金を専従女子職員を雇って管理をして、事業管理をしておりますが、東沢の土地改良区でやっているのは、会計事務員がこの金を出しますよという伝票を切る。そして、それに対する了解を事前にとるわけではありませんが、それに出費をした領収書を添えて決算時に提出されると。監査をするのは、会計担当の理事と理事長ともう2人ぐらいの理事が、複数の目で全部の書類を判をつけていくわけです。そうすることによって、何のために出費してよろしいかという書類と、出費したという領収書を添えて、2枚を見て、その出費してよろしいものに三、四人が判をつくわけです、見て。ですから、途中でおかしい出費が重なったりし

ますと、誰かが気がつく、こういうシステムになっております。非常に使い込み等が行われにくい。ただ領収だけを張りつけて会計帳簿へ入金と出金、この出金は領収書がこれですというだけで監査が見ていっても、それが正当な出金かどうか判断できません。領収書があったらええわけですから。領収書をどうしてもこうでもつくって張りつけたら出金ができるわけです。そうじゃなくって、この出金をしてよろしいか、誰それに金を払ってよろしいか、何買うてよろしいかというのが全部ついてます、よろしいかという書類が。それ事前に会計担当理事が目を通すのが一番いいわけなんです、それぞれ自分の仕事をもってますので、そうではなくて、決算書類に領収書と出金してよろしいでしょうかという書類と一緒に置いてあるわけです。それで、一定の期間で不用なものを買うこともできるわけなんです、それを何を買って、こんなが必要なかどうかを数名の監査時に、監査が気がつきやすいわけです。領収書だけだと、ああ領収あるのう、よっしゃと、こうなりますので。

そうではない、何か経理管理の改善がなされているかどうか。不正がやりにくい方法の経理になっているかどうか、お尋ねをしたいと思います。

以上で第1問目を終わります。

○議長（岡崎純男） 答弁を求めます。市長。

〔平山耕三市長登壇〕

○市長（平山耕三） 土居議員さんの御質問にお答えします。

まず、今さまざまな事件が起こると、昔では考えられないような事件が起こっているということでございます。中央官僚が大学に入るために便宜を図るとか、さまざまな事件を御紹介いただいたところでございますが、まさにモラルの低下としか言いようがないところでございまして、やはりこれは社会環境というものが変わってきたのかなっていうところも感じるところでございます。

土居議員の小さいころにおかれましては、やはりおじいちゃん、おばあちゃんとか、祖父、祖母がいて、大家族っていうような環境、昔はあったと思うんですが、最近はやはり核家族化ということもございまして、なかなか家庭の教育力というのも、昔と比べれば弱ってきたのかなというふうに感じるところでもございます。そういったところで、やはり道徳を教えるという、そういう環境の整備というものがこれからは必要になってくるのかなと思っているところでございます。

また、大企業の内部留保446兆円ということもございました。このような内部留保につきましては、一定、企業としましては不況等万が一に備えて内部留保を一定構えるということもや

むを得ないことではないかと思うところでございます。しかしながら、現在のようなデフレを脱却して日本全体の経済を好循環させるためには、やはり企業もその利益を配分して労働者の収入をふやして、可処分所得をふやすということも重要な手段であると思います。そういったことの取り組みは、企業としても必要ではないかと考えるところでございます。

また、終戦についてということでございますが、終戦からことして73年が経過したところがあります。過去幾多の戦争におきまして、戦地に赴き、またたび重なる空襲によって多くのとうい命が失われてきたところです。本市における戦没者は、南国市史によりますと1,938柱を数えております。毎年、本市におけます戦没者御遺族の皆様にご出席を賜り、戦没者追悼式を開催しておりますが、現在の平和と繁栄を享受する中で、過去を謙虚に振り返り、あの戦禍の悲惨な体験を忘れることなく、二度とこの悲しみの歴史を繰り返すことのないよう、誓いを立てているところでございます。戦争は人権を踏みにじる悲惨な事実でありますので、このさきの大戦から学び取りました多くの教訓を深く心に刻み、市民の皆様が安心と誇りを持って暮らせる豊かなまちづくりの実現に向け、全力を尽くしてまいりたいと考えております。

そして、遺骨の収集につきましてでございますが、終戦から73年が経過した今でも、海外戦没者約240万人のうち、約半数の約112万人の遺骨がかつての戦地に残されたままとなっているところでございます。遺骨が残されている地域では、相手国の事情や自然条件等により、民間団体や個人では収集が進まないといった課題もあるようです。そこで、2016年に戦没者の遺骨収集の推進に関する法律が施行され、戦没者の遺骨収集が国の責務として位置づけられ、平成28年から平成36年までに集中的に収集を行うこととされております。これは、厚生労働大臣が指定する一般社団法人日本戦没者遺骨収集推進協議会が、その遺骨の収集等を行うということになっているということでございまして、遺骨の収集につきまして、そちらの団体のほうで対応していただきたいと考えるところでございます。

また、召集令状ということの御質問もございましたが、それにつきましては全く想定をしておりませんので、あり得ないことであると考えているところでございます。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 都市整備課長。

〔若枝 実都市整備課長登壇〕

○都市整備課長（若枝 実） 土居篤男議員さんの地震対策についての御質問にお答えいたします。

住宅耐震化の進捗状況につきましては、本年度は8月末現在で耐震診断を実施した住宅が45棟、耐震設計を実施した住宅が93棟、耐震工事を実施した住宅が79棟となっております。事

業を開始いたしました平成15年度から本年8月末までの実績は、耐震診断を実施した住宅が1,528棟、耐震設計を実施した住宅が675棟、耐震改修工事を実施した住宅は653棟となっております。この653棟に旧耐震基準建築物で耐震性のある住宅と新耐震基準で建築されました住宅を加えました、耐震化された住宅は推計で1万3,445棟となっており、住宅の耐震化率は約71.3%となっております。

残りの耐震化されていない住宅に対する対策といたしましては、平成27年度から実施しております戸別訪問事業を今後も継続して実施してまいりたいと考えております。この戸別訪問事業は、建築士さんが過去に耐震診断を実施した後、まだ耐震設計、耐震改修工事に至っていない住宅を訪問し、住宅耐震啓発パンフレットを配布し、住宅耐震改修の必要性や支援制度などを説明し、耐震改修の実施率の増加を図っているものでございます。

現在、1,528棟の住宅が耐震診断を実施しておりますが、そのうち耐震改修工事までに至ったのは653棟で、まだ875棟の住宅が耐震工事まで至っておりませんので、戸別訪問するエリアを拡大するなど積極的に訪問活動を実施することによりまして、耐震設計それから耐震改修工事へとつなげてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 危機管理課長。

〔山田恭輔危機管理課長登壇〕

○危機管理課長（山田恭輔） 地震対策の、市民にどのような心構えを啓発しているのか、に  
お答えをいたします。

災害に備えて、さまざまな心構えがあると思いますが、特に防災学習や訓練を行うたびに、災害に備えて最低3日間の備蓄、できるならば1週間の備蓄をするようにとお願いをしております。議員の言われるように、飲料水や食料のほか、個人が服用している薬なども必要になります。

この啓発は繰り返し繰り返し行っておりますので、以前よりはこの取り組みも進んでいると思いますが、重要な取り組みの一つでありますので、今後も啓発、学習に力を注いでまいります。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 農林水産課長。

〔古田修章農林水産課長登壇〕

○農林水産課長（古田修章） 土居議員さんのEPAのCLTなど、林産物への影響についての御質問にお答えをいたします。

御質問のCLTとは、クロス・ラミネーテッド・ティンバーの頭文字をとったもので、直交

集成材というものでございます。オーストリアを中心として発展し、ヨーロッパ各国ではさまざまな建築物に使用されており、近年は高層建築物や大型ショッピングセンターまでCLTにより建築されております。

木材ならではの軽量、断熱などの特性を生かしながら、集成材とすることで曲がり材等の活用ができ、また直交集成材によるパネル工法とすることで、耐震性、耐火性にもすぐれているなど、木材の特性を生かしつつ欠点をカバーできるということで、木造建築の限界を押し広げることが可能となり、県土の84%を森林が占めている日本一の森林県である高知県としましては、豊富な国産杉の需要拡大策の一つとして期待され、高知県が先頭となってその普及に向けて取り組んでいるところでございます。

また、CLT生産の大手であります銘建工業株式会社を筆頭に、森林組合連合会や関連団体で設立されましたおおとよ製材株式会社ができることで、大幅な原木の増産が図られておりますけれども、南国市におきましても、CLTが曲がり材のようなB材等の活用ができるということや、大豊に近いという立地的な条件もありまして、CLTによる南国市の林業振興への期待もしているところでございます。

また、おおとよ製材へと流れました木材のその半分程度は柱材等に製材され、残りが集成材の材料であるラミナという引き板に製材されているとのことですが、おおとよ製材の筆頭株主がCLT生産の大手である銘建工業ということで、CLTに南国市材も加工されている可能性は高いとは思われますが、どの程度の量がCLTに加工されたかまでは把握されておられません。

現在、高知県では21棟のCLTによる建築物が完成しておりますけれども、南国市内では、高知県森林組合連合会の事務所と、民間林業事業者の倉庫の2棟でございます。現在のところ、高知県内にCLTの生産ができる集成材工場はございませんので、高知県産材利用推進方針に即して、高知県産材を原料としたCLTを生産するに当たりましては、まず高知県内でラミナに製材し、岡山や鹿児島などのCLTの生産ができる集成材工場に送り、そこで加工されたCLTパネルを県内で組み立てるといった工程となっております。

現在でもヨーロッパ産材は集成材の素材として輸入をされておりますし、CLTの世界の製造量のトップシェアを誇っているのは、EU加入国のオーストリアでございますので、今後日欧EPAの発効により、ヨーロッパ産CLTが安価となった場合、国産材によるCLTのシェアが脅かされる可能性というのは否定できるものではありません。

その対策といたしましては、段階的に引き下げを行うという、その間に国際競争力の高い林

業、木材産業に転換していく必要があります。そのために高性能林業機械の導入や林道等の路網の整備を促進することによって、原木の生産性の向上や、製材事業体の経営体質の強化も必要となってまいります。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 保健福祉センター所長。

〔高橋元和保健福祉センター所長登壇〕

○保健福祉センター所長（高橋元和） 土居篤男議員の児童虐待対応についての御質問にお答えいたします。

保健福祉センターでは、お子さんの生まれる前の妊娠がわかった段階で母子手帳を交付しております。交付の際には、必ず保健師あるいは助産師が面接をして、生活状況やリスク把握に努めており、また妊婦アンケートにも御協力いただいております。この際、今後虐待が危惧される御家庭については、福祉事務所こども相談係と連携した対応をとっております。少しでもこういったリスクを軽減するために、保健福祉センターで行っておりますマタニティー教室などへの参加も促しながら、継続した支援ができるように、かかわりを持つように努めております。

また、出産後は全世帯対象に、こんにちは赤ちゃん訪問という事業を行っております。ここでも御家庭内の状況について確認しており、支援が必要な場合は関係機関と連携した対応をとっております。

こういったさまざまな場面で保護者と連絡がとれない、またとりづらいといった御家庭は、それ自体がリスクがあると判断し、連絡がとれるまで、また子供さんの状態が確認できるまで、訪問や支援者との面談をするなど、かかわりをもった対応を継続しております。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 福祉事務所長。

〔岩原富美福祉事務所長登壇〕

○福祉事務所長（岩原富美） 土居篤男議員さんの児童虐待対応についてお答えいたします。

市政報告でも報告いたしましたが、平成29年度にこども相談係に寄せられました相談件数は、総数251件で、そのうち虐待相談は43件でした。平成28年度は211件で、そのうち虐待件数は21件でした。相談件数、虐待件数とも増加しております。平成30年7月の時点で、南国市要保護児童対策地域協議会として対応を行っております虐待ケースのうち、児童相談所が進行管理を行っているものは14件、市が進行管理を行っているものが52件で、合わせて66件となっております。

平成28年の児童福祉法等の改正に伴い、市町村が在宅支援ケースの支援主体としての責務と体制の強化が求められるようになりました。現在の通告受理の流れは、リスクが高い、緊急性・重症性が高く、一時保護も想定した対応が必要と判断した場合や、専門的支援が必要と判断したものは児童相談所が、それ以外のケースや市町村が保健・福祉のサービスで寄り添い支援が適当と判断される場合は市町村が対応するという役割分担になっております。

児童虐待対応の優先順位は、まずは子供の安全確認と考えております。通告がありましたら、まずは子供に直接会って、傷、あざの有無だけでなく、衣服や表情、様子などを確認しております。定期的な確認が必要な場合は、こども相談係が直接訪問を行う場合もありますが、乳幼児については、保健福祉センター、児童家庭支援センター、託児所、保育所、保育園、幼稚園に、児童・生徒については学校に協力してもらい、確認を行っております。

児童虐待対応を行う市町村職員は研修が義務づけられ、専門的な対応能力の向上が求められております。また、児童相談所、市町村が、それぞれ別々に支援を行うのではなく、役割分担をしっかりと行い、効率的な支援を一緒に行えるような体制を整え、医療機関、警察など、他の関係機関とも情報共有しながら、一緒に解決に向け協力できるよう連携に努めております。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 教育次長。

〔伊藤和幸教育次長兼学校教育課長登壇〕

○教育次長兼学校教育課長（伊藤和幸） 就学援助制度につきまして御質問にお答えさせていただきます。

初めに、就学援助費の単価決定につきましては、国の補助事業でもあります要保護児童生徒援助費補助金の単価を参考に、教育委員会の承認を得まして決定をしているところでございます。

平成29年度末に新入学児童生徒学用品費の入学前支給につきましても国庫補助対象となりますように、要保護児童生徒援助費補助金要綱の改正がございました。このことを受けまして、教育委員会としましても、準要保護児童生徒の就学援助規則の改正をいたしまして、平成30年度新入学児童生徒より、入学前支給を開始したところでございます。

なお、支給時期につきましては、平成30年3月中旬から下旬にかけて、認定保護者の口座のほうに振り込みをさせていただきました。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 長寿支援課長。

〔島本佳枝長寿支援課長登壇〕

○長寿支援課長（島本佳枝） シルバー人材センターについての御質問にお答えいたします。

一般社団法人南国市シルバー人材センターの経理において発生した使途不明金につきましては、6月22日に開催された平成30年度総会において、理事長よりシルバー人材センターの会員に対して報告が行われました。

不正が発生した原因としては、1人に経理を任せていたことが大きく、今後の経理体制についての改善策として、会計処理を複数人で行い牽制体制を強化することや、税理士に経理の管理を委託することなどで、再発防止と信頼回復に努めていくということが報告されております。

補助金を交付している市といたしましては、シルバー人材センターの経理の透明性が確保され、安定運営が図られるよう、これらの再発防止策が確実に実行されることを確認し、交付した補助金の適正な執行が行われるよう指導していくことを考えております。

シルバー人材センターは別組織の法人でありますので、経理体制につきましては法人が決定することとなりますが、市といたしましては、理事会の協議にかかわり対応していきたいと考えております。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 18番土居篤男議員。

○18番（土居篤男） 余り質問項目が多くて何を再質問するか、初めからやるとすぐに思い出しませんので、最後から、6番からやりたいと思います。

南国市とは違う法人だから、そちらでやってもらいたいと。まあそれは当然だと思いますが、補助金を出す以上、人材センターが不正が起こりにくいようなシステムを、南国市がこうやったらいいということを確認をして、ふだんからそのとおりにやりゆうかということも監視をしていくと、そういうことが大事ではないかと。団体が違うき、これからちゃんとするき、ちゃんとしいよではなくて、その方法をきちっと提案もして、向こうもそれでやろうということ、そのとおりにやってるかどうかは報告を受けるというふうなことが、団体が違うきということではなくて、中身を見るのではないけれども、しっかりやりゆうかどうか、きちっと見てやるということが大事ではないかというふうに思います。これから先そういう点でやれるかどうか、お尋ねをしたいと思います。

児童の虐待対応については、緻密にやっておると思います。新聞に出たほど心配するほどのことはない、ちゃんと対応してるなということはおわかりです。家庭での子供の虐待を市役所の職員ごときとは言われませんが、なかなかほかの税務課の仕事をしたり、農林水産課の仕事をしたりせないかん、いろんな仕事をせないかん、そういう人たちが、そういう子供の虐待という特殊な事象に対応せないかんと、これ大変だと思いますが。やっぱり、しっかりやっ

と思いますが、なおより一層これは注意深く対応していただきたいと要請をしておきたいと思います。

それから、CLT材については、日欧EPAで8年後には関税がゼロになって、安い優秀なCLTが入ってくると。もう今でも入ってきておるようですが。やっぱりCLT材を大量に生産して、いいものを大量に生産してやれば、日本の国内産材が安くできるのではないかと。そして、それをやっぱり消費を国内産を延ばしていくことが、山間地域の手入れされない植林を間伐して、森林を育てていくということにつながると思いますので。これは南国市独自ではやれんかもしれませんが、県にもやっぱりしっかり指導を求めて。あるいはCLT材の消費について、公共の建築物で使うとかいうことをやっぱり農林水産課だけではなくて、市の方針としても持って行っていただきたいと。確かに、今のところ国産材を使えば高くなるというふうには聞いておりますが、そこは何とか日本の林業を少しでも発展させるという意味で、ぜひこれは取り組んでいただきたいと思います。

地震対策では、耐震診断して耐震工事をやったと、まだ残った方には戸別訪問事業として訪問して説得しているという答弁なんですが、やはりその中には経済的な理由で、もうわしゃ年がいつちゅうき、もうそれにもよばなあよと言う人もおると思います。やっぱり、私はそういう人に対して、この耐震が政治的な問題になったときに、どっか愛知県あたりへ視察に行ったときに見たんですが、寝室とか居間に柱だけで立方体の箱みたいなものをつくって寝室で、上から屋根がつえてきても寝床までには届かんと、そういうふうな代物のやり方というか、耐震ではない、潰れないやり方ということで、安くやれるやり方というもんでやっているということも見たことがあります。やはり、70過ぎて、私んところへ来て、耐震補強工事をやりなさい言うても、もう残りはよけないきもうええわよって話になります。今さら何十万円もかけれるかよと。そういう人のために、じゃあほんなら寝室だけでも、家が潰れても寝床が下敷きにならないような柱でつくった立方体のようなものを施工すると、これやったらどうぜよというふうなことも必要ではないかと。

また、これはひとり住まいだと思いますが、なかなか家を修理する気がないのか金がないかわかりませんが、今にも潰れそうな家で強情に住んでいる方がおいでます。これ市営住宅へ言うそうですが、同僚議員に聞いてみますと、なかなかそれも言うことを聞かないということですが。だからといって放置をするというのも、これも揺れたら必ずつえますので。つえたら、またそこ津波が来る中で救助せないかんと、津波の危険がある地域で。皆逃げないかんのに、その家あの地潰れちゅうぜよ、おばあが1人おったが、早う助けちゃらないかんとかいうこと

になりかねませんので、何とか説得をして。ああいう家ではもうその立方体の柱では無理ですね、もう多分すぐ潰れますね、ひと揺れで。やっぱり救助する手をとられますので、何とか説得をしてそういうのは対応してやるということがいると思います。

耐震工事では、寝室なり居間だけでも保護をする工法で、これだけでもやっちょきやというふうな工法は採用できんかどうか。これでやったら耐震工事をしない人が、それで一定程度家が倒壊しても下敷きになることはないということになると思いますので。ぜひ提案をしておきたいと思います。

それから遺骨の収集は、国が決めているということなんですが、なかなか決まらないということで、きょうの高新の声欄にも投書をされたと思います。また、シベリア抑留者も収集が進んでないと、この団体も、いうことですので。戦争を起こした責任は、それは国にはないかもしれませんが、やっぱり国家が戦争を起こしたわけなんですから、後を引き継いでいる国が遺骨はきちっと収集するという事は、市長会などでも強調すべきではないかと。こらほたくるわけにはいかんろうがという論陣もはって、予算がかかってもこれはどういたちやるべきことではないでしょうか、市長、国の費用にしろ。国がやらんき言いゆうきもうええわよとじゃあ済まんと思いますよ、これは。ああいう戦地へのほり込まれ状況を見たら。もう一遍、頑張れるところで頑張って、生産性のない発言にはなるとは思いますけれども、治安ではありませんが、やっぱり責任上、行政が最後まで面倒見てやると。市長会としても国にはしっかり発言をしていきたいと。ぜひ、そういう気持ちで発言もして、心構えでおっていただきたいと思います。

以上で2問目を終わります。

○議長（岡崎純男） 答弁を求めます。市長。

○市長（平山耕三） 先ほど、答弁でも申しましたとおり、法律ができたところでございますので、その中で計画を立て、実施する団体も今、日本戦没者遺骨収集推進協会というところが指定されたところでございますので、そこで推進していただけるものと私は思っているところでございます。

あと、CLTについて、できるだけ公共建築物でというふうに御意見いただいたところでございますが、公共建築物で使えれるところは使っていったらいいなとは思っているところです。ただ、建物の種類とかによって、どの程度使えるのか、どこに使えるのか、また確かに先ほどおっしゃいました、コストの面も考慮しないといけません。そのあたりは、使うっていうことができるかどうかというのは、常に検討の中で考えていきたいと思うところでございます。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 長寿支援課長。

○長寿支援課長（島本佳枝） シルバー人材センターの御質問にお答えいたします。

補助金を交付している市といたしましては、今後適正な経理が行われるように注意して提案も行い、かかわっていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 都市整備課長。

○都市整備課長（若枝 実） 土居議員さんの居間とか、それから寝室の補強材による箱形の空間の安全対策ということでございますけども、耐震シェルターのことだと認識しておりますけれども、この耐震シェルターは、ほかの県で補助事業でやっておるところがございます。

耐震シェルターは、住宅の構造から独立した耐震シェルターが、建物の一部に木材や鉄骨などの補強材を用いて箱形の空間をつくり出す安全対策でございます。住宅全体を耐震できないため、設置した部屋のみ耐震性ということになります。そのため、地震で住宅自体が倒壊しても、耐震シェルターを設置した部屋にいれば命は助かるというものでございますが、建物が倒壊し、耐震シェルターが壊れずに残ったといたしましても、周りに倒壊した建物の瓦れきで、耐震シェルターからの自力での脱出が困難になったり、消防や御近所の人からの救出を難しくするというのもございます。それから、建物が倒壊することで避難路を閉塞してしまい、津波や火災に襲われる前に逃げられなくなるということも考えられるということでございますので、本市といたしましては、やはり住宅の耐震改修工事の推進を図ってまいりたいというふうと考えております。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 土居篤男議員の持ち時間は7分となっておりますので簡潔にお願いします。  
18番土居篤男議員。

○18番（土居篤男） 先ほどのその住宅耐震の問題なんですけど、個別の事案を言うて、何とかしいやと言うてもいかんかかもしれませんが。同僚議員とも話をしたことがありますが、やっぱりできるだけ早く市営住宅に入ってもらおうとか、もう思い切ってその住宅をプレハブの事務所のような格好の住宅にしてやるとか、強情な人でも何かそういう説得をしてやらんと。見るたび、これはひと揺れしたらしくてしまうが、というふうなケースがあります。何か対策をすることはできんでしょうか、生身の人間をどうやって説得をするか。何か方法はありますか。

○議長（岡崎純男） 都市整備課長。

○都市整備課長（若枝 実） 今にも壊れそうな住宅にお住まいの方ということでございますので、当然倒壊する恐れがありますので危険ですので、できるだけ説得して、そういった場合にはあいている市営住宅のほうにもお住まいになることができますので。何とか地元の方であ

るとか、あるいは御家族、御親戚の方に説得いただきましたら、そういった方は市営住宅のほうもあいているところは提供できるようにいたしますので。地域の方、あるいはその御家族の方に何とか説得していただけたらと思います。以上です。

○18番（土居篤男） 以上で一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（岡崎純男） 2番植田豊議員。

〔2番 植田 豊議員発言席〕

○2番（植田 豊） 初日、最後の質問者になりました。どうぞよろしく願いいたします。

私のほうは、総括で4つの項目について質問をさせていただきます。

まず最初に、南国市における広域避難計画について質問をさせていただきます。

ことし6月の新聞に、南海トラフ地震について、高幡5市町がこのほど広域での避難者の受け入れ訓練を高知県須崎市で行った。県が策定した避難計画に基づき、自治体間の情報伝達やバスの手配などの手順を決めて実践したと載っていました。

津波避難では、須崎市と高岡郡中土佐町では、避難所に住民が入り切らなかつたり過密になったりすることが想定されるそうです。津野町、梶原町、四万十町を含めた5市町では、3年前の2015年、自治体の枠を超えて避難所に住民を移送する広域避難協定を締結されています。また、昨年、2017年には、バス事業者4社とも協定を結んでいます。ことし6月22日の新聞に載っていました訓練では、被災3日後、須崎市で1,020人、中土佐町で550人の避難スペースが不足すると判明したとの想定で実施をし、職員はほかの自治体への受け入れ打診や、バスの台数確保の電話連絡に本番さながらに取り組んだと載っていました。

東日本大震災時の広域避難の教訓として、市町村や県をまたがる避難が必要となった場合、十分ではなかった、ほかの地方公共団体による避難者の受け入れや、広域避難者に対する支援の実施までに時間が要したことから、円滑な広域避難に資するため、都道府県が広域避難に関する指示や調整を行うことができる仕組みの確立を図ることが必要であるとされています。

高知県が取りまとめた中央圏域市町村の避難者収容可能数につきましては、それぞれ5市（5市の中には南国市も入っています）において、避難所が不足する状況にありますとなっています。そのため、平成27年から高知県が調整役となり、広域避難に関する検討を行い、中央圏域14市町村で、お互いの自治体の枠を超えて避難者を受け入れるための広域避難協定を締結しています。

そこでお尋ねしたいことは、南国市は土長、本山、大豊、土佐町、大川及びお隣の香美市、香南市からも南国市を通過し、高知市に通学や通勤をしておられる方が多くおられると想定さ

れますので、大規模災害時には多くの方を受け入れる想定をしておかなければならないと考えます。中央圏域市町村の中では一番真剣な取り組みが必要だと考えます。南国市として、締結後の取り組みや今後の計画などについてお尋ねします。

特に、新たな避難所の確保に向けての公共施設や企業、マンション施設への避難場所指定の働きかけの計画などを持っておられるかお尋ねします。

原則、避難場所の数については、多ければ多いほど、広ければ広いほどよいと考えますのでよろしくお願ひします。

少し話は違いますが、自治体は予測のできない大災害や公共施設の老朽化対応、社会保障施策など、地域のさまざまな課題に対処するため、自治体みずからの判断に基づいて基金を積み立てています。予測しづらいでしょうが、今回お聞きしたいことは、震度6以上、30年以内の発生確率が70%以上といわれる巨大南海トラフ地震のような大災害に対しての、想定している南国市としての基金の金額及び近年の増減などについてお聞きします。

続きまして、2問目です。

災害用自動販売機の設置についてお尋ねします。

南国市の災害に対する対応は、14基の津波避難タワー初め、40トンの地下タンクなどなど、県下の市町村の中ではかなり充実しているとは思いますが、災害対応はこれでよし、万全ということはないわけで、今回の質問は飲み水の確保の内容です。大規模災害発生時は、水道管の破損なども想定されます。そこで、災害対応自動販売機について質問させていただきます。

災害対応自動販売機とは、自然災害や緊急時が発生したときに、停電になった場合、キー操作や専用ハンドルなどを回すことによって自動販売機に必要な電力を供給し、ライフラインの復旧や救援物資が到達するまでの間、無償で飲料製品を被災者などに提供することのできる自動販売機です。企業、学校、公民館、病院などの公共施設を中心に設置されている災害対応自動販売機のことです。

飲料メーカーにとっても社会貢献型の自動販売機という観点から、各メーカーは積極的に設置を進めています。参考までに、災害用自動販売機の中にも種類が幾つかあります。停電時に手回しで電気を供給できるタイプ。バッテリーが搭載されており、電気の供給がとまった後、約2日間48時間は稼働するタイプ。非常時にはジュース類だけではなくお湯や水の提供が可能なタイプもあり、粉ミルクや薬の服用水として利用できるタイプもあります。さらに、メッセージボードがあり、表示板に災害状況をテロップで伝えることができるタイプなどもあります。自動販売機に設置されているトラッシュボックスに簡易トイレがあり、それを取り出し使用で

きるタイプもあります。さらに、最近ではW i - F i 環境を備えた自動販売機があり、スマートフォンで災害情報を得るのに便利なタイプです。災害時のネットインフラを確保できるものです。実は、先月姉妹都市提携45周年記念市民訪問団に参加させていただいたときに、岩手県の平泉で毛越寺と中尊寺に行ったときに、実際W i - F i 自販機を見ました。

災害用自動販売機の利用についてのメリットを幾つか確認させていただきます。大災害が発生した場合、自治体も被災している可能性があり、それぞれの避難所で行政職員やボランティアの方が救援物資の搬入など、人的な対応がしたくてもできない状況も考えられます。つまり、必要な救援物資が届けられない可能性があるということです。そのときに、トイレ同様、どんな状況でもすぐに必要とされる飲み水の確保を災害自動販売機で少しでも補うことは可能だと考えます。具体的な話としては、姉妹都市岩沼市の宮城県では、東日本大震災のときに、お茶の大手メーカーさんが、宮城県内の大規模避難所6カ所に計8台のカップ式災害対応自動販売機を復興支援自販機として、避難生活を余儀なくされている方々へ、心と体を少しでも温めるべく、ホットココア、ホットコーヒーなど、温かい飲み物を復興支援自販機で提供され、大変喜ばれたそうです。

そこで、質問内容ですが、現時点で南国市がかかわっている施設関係での主な設置場所及び設置台数を教えてください。

災害対応自動販売機の設置拡大を望むわけですが、災害対応自動販売機への考え方や今後の設置計画などをお聞きします。

続きまして、3問目になります。

南国市で、公用車にドライブレコーダーをつけてはどうでしょうか。

ドライブレコーダー設置の理由は、大きく2つあると思います。企業や団体として、運行管理の安全などを目的とした業務用と、もう一つは事故などのとき、映像の記録を主な目的とした一般個人ユーザーです。ドライブレコーダーの設置をされている具体的な理由につきましては、危険運転に巻き込まれたときの防御が多いと思います。危険運転につきましては、ことしのNHKのクローズアップ現代プラス、1月の放送で取り上げられた影響は非常に大きく、事故の報道で自衛手段としてのドライブレコーダーの有効性が広く認識されました。動く防犯カメラとして犯罪の抑止力を高めるため、ドライブレコーダー設置車両にステッカーなどをはり、市民に周知する目的などもあります。

ドライブレコーダーの設置台数の拡大については、ことし6月の高知新聞に、高知県内でドライブレコーダー売上急増、トラブルを自衛で防御というタイトルで記事が載っています。こ

これは、神奈川県東名高速道路でのあおり運転が原因で、御夫婦の方が亡くなられた事故が大きく報道されました。交通トラブルや事故などの映像を記録するドライブレコーダーの売り上げが、先ほどの高知県内のことですが、約1.5倍にその報道の後急増したという記事でした。

我が国でもハイヤー、タクシー、バス、トラックなど営業車両や公共交通機関を初め、近年急速に普及の進んでいるマイカーも含めると、既に数百万台以上が設置されていると見込まれているそうです。ドライブレコーダーを实际導入した事業所の多くで、事故原因の迅速な究明及び事故の再発防止対策に有効であることが確認されています。事故の後、処理に要する諸費用削減や時間短縮にドライブレコーダーの記録が貢献し、経済的なメリットも認められているそうです。機能面につきましても、車の前と後ろ、前後が検知できるタイプが主流になり、また価格も安いものでは1万円以下から数万円と、以前と比べれば本当に購入しやすい価格帯となりました。

南国市の公用車での事故も重大事故に至ってはいませんが、軽微な事故は時々あり、何よりも運転者本人のマナーの向上にもつながると考えます。また、動く防犯カメラとして、もしものときに記録映像が役立つこともあります。

以上のようなことから、公用車へのドライブレコーダー設置を少しずつでも進めてはどうでしょうか。

4問目になります。

来年は市制60周年ということで、いろんなことを計画されていると思いますが、今回の提案は、来年60周年にあわせて南国市の記念日を設置してはどうでしょうかという提案です。記念日の設置で、市民の方が南国市の歴史や行政に対して関心を持っていただくきっかけになればよいと考えますが、どうでしょうか。

高知県内のいろいろな記念日を見ても、8月10日よさこい祭りの日、よさこい祭りが始まった8月10日をよさこい祭りの日として、高知市がことしの4月16日に宣言されました。11月12日ゆずの記念日、11月12日はいい風味の日という語呂合わせで、全国一の生産量であるユズを、高知県ゆず振興対策協議会が日本記念日協会に登録申請し、昨年、2017年11月に認められたそうです。これを機に、高知県園芸連は、鍋が恋しくなる季節にユズを頭に浮かべてもらうきっかけになればと、記念日の定着に期待しているそうです。

次に、4月10日はと聞かれたら、高知県内の方はほとんどの方が、何をしているかわからないにしても、4月10日四万十の日やろうと言い当てるのではないのでしょうか。四万十川と市民

生活の調和と共存を願うメモリアルデーです。

四万十の日制定宣言というのがあります、少し長くなりますが読み上げます。「はるかなる四国山地の奥深く、木々の葉をつたい落ちた一滴の雫が、生命を育む流れとなって、はてしない旅に出る。溪谷の岩をはみ、山里をぬい、やがて大河となって太平洋にそそぐ。母なる川の水面に、生命が踊る。大いなる流れに、生きとし生けるものの営みが時をこえて、受け継がれてゆく。この豊穡、この限りない大自然の恵み。人と自然が調和する日本最後の清流に、いま、私たち人間の知恵が試されている。「四月十日」すべての人々の、すべての地域の自然保護への熱い思いを託して、私たちはこのかけがえのない四万十川の清流を守り、伝えることを宣言する」となっています。

何か三山ひろしさんの歌の歌詞にも出てきそうですが、この宣言文、たった3分で読み終える内容に四万十市の魅力を感じます。南国市の場合も、国分川であるとか物部川とか太平洋とか香長の沃野とかいうような言葉が入れば、豊かな香長平野を連想させることになるのではないのでしょうか。

話は本題に戻りますが、来年市制60周年にあわせて南国市の日を設定するとしたら、市制記念日には学校が休みになったり、公の施設が無料になったり、いろいろな特典やサービスがあったりする自治体があるようです。仮に、記念日を設置するなら市制発足は1959年10月1日木曜日ですので、10月1日とするか、語呂合わせで「なんこく」7月5日から9日までの5日間を記念日週間として、その週の土日の2日間ぐらいで何か行事を行うとかどうでしょうか。

例えば、市役所の庁舎や駐車場などの敷地全体を使つてのイベントもあってよいのではないかと思います。各課の前にパネルや写真で仕事の内容やPRしたいことなどを掲示したり、議場では子ども議会や議場を使ったコンサート、あるいは議場を使ったシアターで市制歩み60周年を振り返った映像などをごらんいただくとか。また、駐車場では南国市の飲食店の方の飲食コーナーや、企業さんのPR、リクルートコーナーなどがあり、今の南国市を凝縮したような、さまざまなイベントをやってみてはどうでしょうか。

以上の4項目について御答弁をお願いいたします。

○議長（岡崎純男） 答弁を求めます。危機管理課長。

〔山田恭輔危機管理課長登壇〕

○危機管理課長（山田恭輔） 植田議員さんの南国市における広域避難計画についての取り組みについてお答えいたします。

広域避難につきましては、昨年度、高幡5市町が各市町の応急期機能配置計画をもとに高幡

圏域内で調整した、応急期機能配置広域調整計画高幡圏域版を策定いたしました。

この高幡圏域の計画をモデルとして、現在中央圏域の他市町村とともに、応急期機能配置広域調整計画中央圏域版の策定に向けての協議を進めており、昨年5月に中央圏域における広域避難に関する協定を締結いたしました。この協定に基づき協議を進める中で、過不足数を明らかにして、圏域内で避難者が充足できるかの検討を行っております。

この中央圏域の東に位置する市町村において、収容人員が不足する状況にあるのは、高知市、香美市、香南市と本市の4市となっているため、再度各市町村において、新たな避難所の確保に向けての取り組みを行うことになっております。本市におきましても、民間施設を含めて、避難所の掘り起こしに努めているところです。なお、各市や中央圏域内で充足できない場合は、圏域外に避難所を求めることになっております。

続きまして、災害時対応自動販売機についてお答えいたします。

災害時対応自動販売機は、議員の御質問のとおり、企業の地域貢献という観点から設置が進められており、本市としましても、自動販売機1台当たりに常時500本程度の飲料水が確保され、災害時に無償で提供を受けられることは大変心強いことだと感じております。今後も災害時対応自動販売機の設置がふえることを望んでおりますが、平時の収益があることが設置の条件ともお聞きしているため、企業の要望により設置しているのが現状であります。今後の計画といたしましては、現在設置をされている自動販売機を災害時対応に変えていただくように協議を進めてまいります。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 財政課長。

〔渡部 靖参事兼財政課長登壇〕

○参事兼財政課長（渡部 靖） 植田議員からの大災害に対する基金の御質問につきましてお答えいたします。

本市の基金につきましては、平成29年度末の基金残高が全体で約45億3,000万円で、平成20年度末の基金残高が約18億9,000万円でありましたので、10年足らずで残高は2.5倍にふえております。

御質問の災害に対する基金となりますと、財政調整基金となりますが、こちらの基金残高につきましても、平成20年度は8億7,000万円ございましたので、平成29年度、22億9,000万円と、14億円以上増加しておるということになります。

財政調整基金は、災害または経済情勢の著しい変動等により財源が不足する場合において、当該不足額を補填することとなります。しかしながら、総務省より交付税の影響、これは総務

省というよりも財務省のほうが強いんですが、これによります交付税の影響等を考慮して、地方における財政調整基金等の残高の増加傾向については、かなり懸念が示されております。このため、平成29年度決算におきましては、前年度残高から少し減となるような調整をさせていただいております。

御質問にありました大災害の基金ということになるんですが、本格的な災害復興・復旧、これにおきましては、国のほうで特別措置法や特別交付税措置等の国からの支援がありますので、被災後直ちに必要なものについては市の財源というものが確保が必要というふうを考えております。が、本格的なものではございませんので、そこまでの基金といいますか財源の確保というものは必要ではないというふうにも認識しておりますし、現在の財調の基金残高自体が予算の約1割に匹敵する額になっておると。予算計上分を差し引きしましても、本年度分で、20億円以上の残高がございますので、もしもの場合、不測の事態にも十分対応可能というふうを考えております。

ただ、この基金残高、これを維持していく、国の意向で余りふやしていくことがなかなか難しいので、今後とも財政調整基金を維持していくということにおきまして、決算時に残高を確保できるような財政運営を図っていきたいというふうを考えております。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 総務課長。

〔西山明彦参事兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長登壇〕

○参事兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長（西山明彦） 植田議員さんの御質問にお答えします。

災害用自動販売機の設置についての御質問にまずお答えいたします。

総務課が管理しております施設関係では、飲料メーカーの御協力によりまして、市役所庁舎北側の旧労働金庫の建物の前に1台、また市民館と集会所について、中央市民館、南部市民館、中央第3集会所、中央第4集会所、西部集会所、下島浜集会所の6カ所に各1台が設置されております。

続きまして、ドライブレコーダーの公用車への設置についての御質問にお答えします。

現在、本市の公用車への設置につきましては、マイクロバスと総務課所有の公用車1台に設置しております。また、消防署におきまして22台中9台、また消防団では23台中12台に設置しております。今のところ設置しているのはこれだけでございます。

植田議員御指摘のとおり、ドライブレコーダーの設置は、公用車の運転時の運転者本人の交通安全に対する意識の向上にもつながり、交通事故の抑止効果もあるというふうに思います。

去る8月28日に開催されました安全運転管理者法定講習におきましても、ドライブレコーダーの映像により、実際にどんな状況で交通事故が起こっているのかというような解説がされました。そういった面でも、交通事故の抑止に非常に効果があるということでございますので、ドライブレコーダー、タイプによっては非常に安価で設置ができるものもあるようでございますので、公用車の更新時などを初め、予算の範囲内で順次設置していったらどうかというふうに考えております。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 都市整備課長。

〔若枝 実都市整備課長登壇〕

○都市整備課長（若枝 実） 植田議員さんの災害対応自動販売機の設置についての御質問にお答えいたします。

都市整備課関係で、災害時救援対応型自動販売機を設置しておりますのは、南国市たちばな集会所に1台、緑ヶ丘の錦城公園に1台、吾岡山文化の森公園に1台の合計3台でございます。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 生涯学習課長。

〔中村俊一生涯学習課長登壇〕

○生涯学習課長（中村俊一） 生涯学習課で所管いたします体育施設、公民館での災害対応自動販売機の設置数でございますが、計13台となっております。瓶岩体育館、久礼田体育館、スポーツセンター、これはクラブハウスといいますか外のグラウンドの倉庫とかアリーナの2階部分とかも含みましてスポーツセンターには6台、三和スポーツパーク、日章福祉交流センター、国府公民館、三和防災コミュニティーセンター、野田公民館の施設に設置をしております。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 上下水道局長。

〔橋詰徳幸上下水道局長登壇〕

○上下水道局長（橋詰徳幸） 植田議員の御質問にお答えいたします。

災害対応自動販売機の設置についてですが、上下水道局の庁舎内1階、お客様入り口に1台でございます。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 消防長。

〔小松和英消防長登壇〕

○消防長（小松和英） 消防本部で管理しております災害対応の自動販売機については、3台となっております。また、消防本部の管理ではありませんけれども、消防団員さん募集のパッ

ケージをして、飲料メーカーの協力を得て設置しております災害対応の自動販売機が、かざぐるま市、滝本路上、パステ、ミロク、サンシャイン、それから國丸というラーメン屋の駐車場に設置しております。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 企画課長。

〔松木和哉参事兼企画課長登壇〕

○参事兼企画課長（松木和哉） 植田議員さんの南国市の記念日の設置についての御質問にお答えをいたします。

記念日と一口に言いましても、自治体が定めるもの、また企業、団体、個人が定めるものと、さまざまとなっております。自治体が定めるものといましては、県民の日、市民の日があります。都道府県では、廃藩置県による県の誕生や、合併等による県域の確定を由来としまして、17都道府県で県民の日を定めております。なお、高知県にはこの県民の日は定めはございません。市町村におきましても、市制施行日を市民の日として制定している例が幾つがございます。県民、市民の日には、それぞれ郷土の歴史や自然、文化に誇りを持ち、郷土愛を深めることなどを目的としまして、公共施設の無料開放や企業との協賛事業などが実施をされております。また、この日を公立学校につきましては、設置者であります教育委員会が規則等により休日と定めている例もございます。

本市におきましても、例えば市制施行日であります10月1日を記念日あるいは市民の日に定めては、ということの御提案でございますが、日を設けただけでは効果はなく、何をすべきかということが重要になってまいります。行政からの押しつけではなく、市民が自主的に受けとめていただけるような機運の醸成もこれから必要となります。そのほかにも、市民団体や企業の協賛、また既存のイベントとの調整、学校との連携など、調整すべき点が数多くございますので、少し時間をいただき検討させていただきたいと思っております。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 2番植田議員。

○2番（植田 豊） 各担当の課長さんから御答弁いただきましてありがとうございます。

まず、1問目の広域避難につきましてですけど、避難場所につきましては、何よりも危害事象から身の安全が確保できること、万一危険が迫ってきた場合にほかの場所に移動できること、身近に存在し、まあ近くという意味ですけど、身近に存在し素早く逃げること、要避難者が最低限の生活を営めることなどが最低限の要件と考えます。災害時を想定した上での避難場所の指定がもっとも必要かと思っておりますので、よろしく願います。今後の検討ということでよろしく願います。

災害用自動販売機の設置について御答弁いただきました。災害自動販売機の設置につきましては、私の今回の質問の思いとしては、避難所に指定されている場所の中でも、特に公立の小中学校に災害用自動販売機の設置を検討してはどうでしょうか、という2問目の質問をさせていただきます。

学校施設は、児童生徒の学習、生活の場であるとともに、災害時には地域住民の避難所としての役割を果たすことから、防災機能の強化は極めて重要です。しかし、多くの学校の施設避難所は、不特定多数の被災者の方を迎え入れ、生活スペースとしてはもちろん、食事の提供や救援物資の配布、災害状況・安否確認に関する情報交換、また医療相談、心理的なケアといったことも含め、被災者の方を支援するさまざまな活動拠点でなければなりません。多くの現在の南国市の学校関係の避難所については十分ではないと考えます。Wi-Fi災害対応自動販売機の設置で、一定の飲み物と情報取得の環境が少しでも整うと考えます。

少し話は違いますが、先日の新聞に、新潟県魚沼市バッファロー無線LAN導入と載っていました。魚沼市は、ことし3月に総務省の防災などに関するWi-Fi環境の整備計画の補助を受け、市内12の小中学校にバッファローの防災Wi-Fi設備を導入、平常時は公衆Wi-Fiフリースポットとして活用し、災害発生時には誰もが通信インフラを利用できるファイブゼロジャパンへ迅速に切りかえられる仕組みにすることで、有事の安全を支える重要な基盤となることが期待されると載っていました。

また、災害対応自動販売機は、平常時は通常の販売機として利用できるわけですから、小中学校での社会体育活動の大人はもちろん、児童生徒にとっても一定のルールさえ決めれば、ことしのような猛暑の中で熱中症対策にもなると思います。

また、市役所本庁舎であれば、先ほどの答弁にもありましたけれども、本庁舎の敷地では今のところないようですので、本庁舎であれば入り口のエントランス部分にあれば、平常時の利用もかなり見込まれると思いますので、災害時の商品補給もしやすい場所ですので、御検討をお願いしたいと思います。

また、現在の設置場所につきましては、何人かの各課の課長さんのほうから御答弁いただきましたように、各課で今の管理がされているようですので、今後につきましては統一したマニュアルがあればよいのではないかと思います。なぜなら、大災害時直後には何事にも混乱が想定され、あの避難所の自動販売機は飲み物を出してくれたに、ここはいかんがかえとかになったり、品切れになったときの商品補充はどうするのかなど、災害に強い自治体を目指すならこれでよしということはありませんので、決められたものを用意しておいたほうが良いと思いま

す。

続きまして、ドライブレコーダーのことですが、今、既に何台かついていますし、今後も検討するというような内容であったとは思いますが、さらに今後検討していただきたいのは、防犯面での話もさせていただいたように、動く防犯カメラの役目も果たすとすれば、ドライブレコーダー搭載車両が多ければ多いほどよいわけです。今のところ事例は少ないようですが、ドライブレコーダーの設置を希望する企業や一般市民に購入費用を助成している自治体もあります。

自治体としての導入事例としては、神奈川県南西部にある湯河原町、人口2万6,000人では、湯河原町まちづくり課は、交通安全の向上と犯罪抑止を目的に、安全・安心なまちづくりにつながるとして、企業や町民の設置希望者には1万円を上限に購入費用の2分の1を助成するということです。また、奈良県五條市では、動く防犯カメラと無謀な運転の抑止の一石二鳥を狙ったもので、補助金の交付申請書に警察の捜査に資する必要がある場合は住所・氏名などを五條市が警察に提供することに同意します、との一文を設けた上で助成しているそうです。例えば、犯罪行為が起こった場合、五條市は警察からの要請を受け、近隣の助成対象者の情報を提供し、警察から助成対象者にドライブレコーダーの映像記録を提供することを求めることがあるそうです。

ドライブレコーダーは、安心・安全なまちづくりということであれば、有効なツールの一つになると考えますので、先ほどの公用車の導入も含めて、一般市民、企業などの助成等も検討していただきたいと思います。

それと、4問目の記念日のことですがけれども、記念日ということで今回は質問させていただきましたけれども、来年60周年もだんだん迫ってきていますので、実行委員会でしたすかね、立ち上げておられると思いますから、どういう経過報告か、また次の12月議会では状況などを教えていただきたいと思います。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

あっ、済いません。申しわけありません。災害用自動販売機でちょっと抜かってました。済いません、申しわけありません。

改めて2問目の質問を災害用自動販売機についてさせていただきます。設置場所の拡大について、避難所に指定されている、あっ、済いません。小中学校へのそのお答えをお願いいたします。申しわけありません。

○議長（岡崎純男） 教育次長。

○教育次長兼学校教育課長（伊藤和幸） 御質問にお答えいたします。

現在、南国市内の小中学校への自動販売機の設置はございませんが、植田議員の御指摘のとおり、災害時の水の確保は大変重要な問題であると考えております。

多くの児童生徒は御家庭から各自水筒を持参いたしまして、自己管理のもと水分補給を行っております。体育の授業やフィールドワークなど校外活動の際には必ず持参もしておりますし、避難訓練におきましても水筒を持って避難するなど、熱中症対策としましても、今や水筒は必需品となっておりますのでございます。

この自動販売機の設置につきましては、全国でも設置しているという自治体や学校のあることも承知しておりますが、一方小中学校では、先ほど危機管理課長が答弁申し上げましたように、平時の利用が見込みにくい面もあり、設置が難しいこともお聞きしているところでございます。

教育委員会としましては、学校において日常的に子供たちが熱中症対策として自動販売機を利用するという事は、管理上多くの問題もございまして難しいと考えてはおりますが、災害時の避難所となっております学校につきましては、先進事例などを研究しながら、学校関係者や関係機関と連携を図り、検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

○2番（植田 豊） ありがとうございます。失礼しました。これで終わります。ありがとうございます。

—————\*—————

○議長（岡崎純男） お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎純男） 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

明12日の議事日程は、一般質問であります。開議時刻は午前10時、本日はこれにて延会いたします。

御苦労さまでした。

午後4時40分 延会